

参考資料

～ 第2次熊本市行政区画等審議会 ～

(1) 開催概要

第5回審議会 平成30年 12月14日	次第	報告 ・熊本市行政区画等審議会要綱の改正等について ・行政区の変更に関する要望書の提出について 審議 ・検討部会の設置と今後の審議の進め方について
	審議内容	東区保田窪2丁目2番街区の中央区から東区へ行政区変更の要望書の提出、及び審査基準に基づいた基礎調査の内容について事務局から報告があり、今後、検討部会を設置し審議することとした。また、壺川地区については、付帯事項の対象とする要望書の提出の期限を平成31年1月31日(木)までとした。
第1回検討部会 平成31年 1月11日	次第	現地視察 要望者ヒアリング ・保田窪2丁目2番の行政区変更の要望について(説明) ・質疑応答 審議 ・保田窪2丁目2番の行政区変更に関する検討
	審議内容	検討部会員5名により要望地区の現地視察の後、要望者から要望内容に関するヒアリングと質疑応答を行った。その後、市民生活や行政事務に関する要望書の内容について事務局からの調査報告、関係部署の職員への質疑などを行い、それらを踏まえた意見交換を行った。
第2回検討部会 平成31年 1月31日	次第	報告 ・調査依頼事項について ・保田窪2丁目2番からの資料追加について ・壺川地域の状況について 審議 ・保田窪2丁目2番街区の行政区変更要望について
	審議内容	前回の検討部会で依頼のあった追加調査、要望者から追加で提出された資料、及び壺川地区の状況について、事務局から報告を受けた。その後、前回の検討部会の内容を確認するとともに、区境変更の基準や歴史的な経緯など検討のポイントを整理し、部会から審議会に対する検討結果の報告に向けて、「行政区を変更する」「行政区を変更しない」双方の意見交換を行った。

第6回審議会 平成31年 2月12日	次第	報告 ・検討部会における検討結果について 審議 ・保田窪2丁目2番街区の行政区の変更について ・壺川17町内の状況および今後の対応について
	審議内容	部会長より、2回の検討部会の報告を受け、それを踏まえた意見交換を行った。さらに、事務局より、保田窪2丁目2番の歴史的経緯や審議のポイントについて説明があり、それをふまえてこの地区の行政区の変更に関する答申に向けての意見交換を行ったが、意見が一致しなかったため、次回の審議会では無記名投票で結論を出すことを決定した。また、壺川地区については、付帯事項に基づく要望書の提出が無かったことの報告があり、今後は答申書の区境変更の検討の方針に沿う取り扱いとすることを了承した。
第7回審議会 平成31年 3月5日	次第	報告・審議 ・保田窪2丁目2番街区の行政区の変更について 決議
	審議内容	事務局から、これまでの経緯、地域からの要望、審議会で交わされた意見について説明を受けた後、改めて意見交換を行った上で無記名投票を実施したところ、17名の委員のうち12名が「行政区を変更しない」としており、本審議会は、「行政区を変更しない」という結論を選択することとした。さらに、答申に加えたい考え方や、補足すべきことについて、意見を交換し、これらを踏まえる形で会長が答申書の案を作成し、委員への確認を行ったのち、正案とすることとし、審議を終了した。

第 5 回審議会資料

行政区画等審議会の答申概要

◆行政区変更の方針

行政区を変更する場合は、行政区編成当初の基準は尊重するものの、行政サービスの安定性や継続性の確保、市民生活に与える影響を十分考慮し、慎重に行うことが必要である。

行政区の種別ごとの方針（検討するか否かの判断）

①行政区の再編成（分区・合区等）

市町村合併や特定の行政区における人口の著しい減少や増加等によって、区における適切かつ効率的な行政サービスの維持が困難となり、市民生活に著しい支障をきたすことが明確になった場合は、新たな行政区の設置や、行政区の分割・統合などを検討する。

②①以外の変更（区境の変更）

地形地物等の大規模な変更等によって、区における適切かつ効率的な行政サービス及び市民生活に支障をきたす可能性が明らかになった場合は、区境の見直しを検討する。

◆区境変更の審査基準

区境変更を行う場合は、以下の基準を全て満たすものとする。

- ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること
- イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること
- ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること
- エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること
- オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること

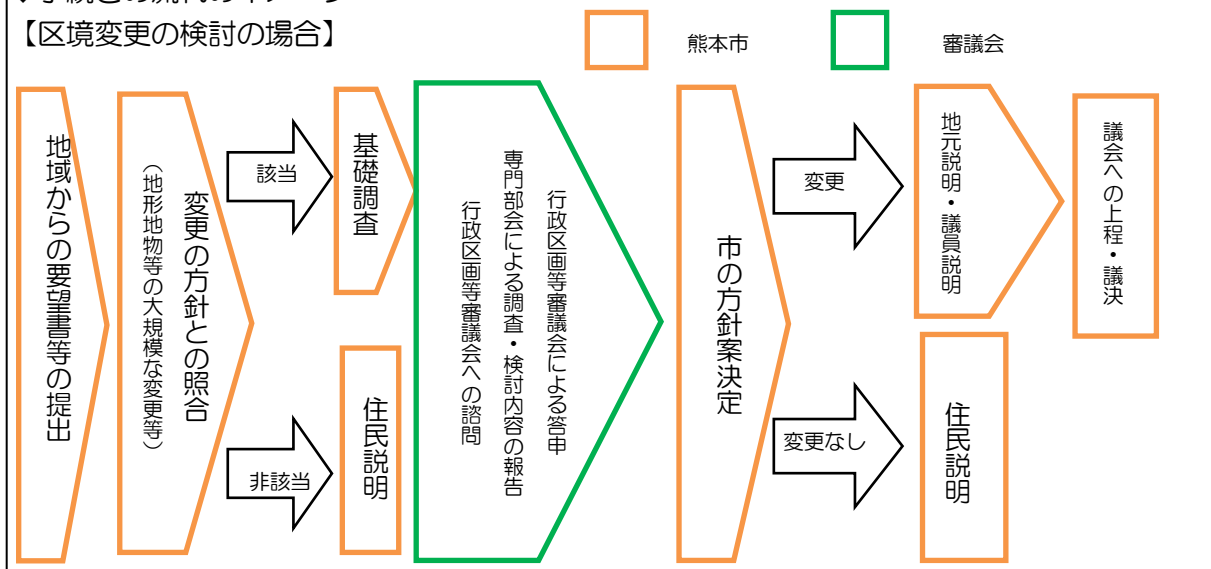
- ・イ地権者（事業者を含む）は概ね全員とし、所在不明で連絡が取れない者以外全ての同意とする
- ・ウ区境の変更に該当するエリアの自治会、自治協議会、隣接する自治会及び関係する自治協議会には十分な説明を行い、同意を得ること

◆手続きの流れ

- ① 行政区の再編成（分区・合区）・・・行政区画等審議会を設置し、審議
- ② 区境の変更・・・必要に応じ行政区画等審議会及び専門部会を設置し、審議

◆手続きの流れのイメージ

【区境変更の検討の場合】



◆付帯事項

政令指定都市移行時の区割りにおいては、地域コミュニティを維持する観点から、小学校の通学区を分断しないよう線引きがなされた。

しかしながら、政令指定都市移行以前から小学校の通学区域の見直し及び区の変更に関する要望等があった地域において、区割り決定後に、小学校の通学区域が変更となったことから、この地域については、これまでの経緯を考慮し、地域の要望を確認した上で、審議会での協議を検討すること。

また、「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」については、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等も加味した上で、検討すること。

なお、今後、「行政区変更の方針」に基づき区境の変更を検討する場合、この付帯事項に基づく対応が前例となるものではないことに留意すること。

要綱・要領の改正について

熊本市行政区画等審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、区の編成等に関する事項について調査・審議を行い、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 熊本市の住民
- (3) 市内の公共的団体等から推薦された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員は、当該諮問等にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

(検討部会)

第7条 審議会の運営上、必要と認める場合は、検討部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

熊本市行政区画等審議会検討部会運営要領

（趣旨）

第1条 熊本市行政区画等審議会要綱第7条の規定に基づき設置する熊本市行政区画等審議会検討部会（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 検討部会は、熊本市行政区画等審議会（以下、「審議会」という。）の会長が必要と認める事項について検討を行う。

（組織）

第3条 検討部会の部会長及び部会員は、審議会の会長が審議会の委員の中から指名する。

2 部会長は、会務を総理し、部会員を代表する。

（会議）

第4条 検討部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じ召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に専門部員として出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

（検討結果）

第5条 部会長は、検討結果を審議会に報告する。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、地域政策課において処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

要望書の提出状況について

第2次熊本市行政区画等審議会答申書（平成30年2月14日 行政区画の変更について）の付帯事項「この地域については、これまでの経緯を考慮し、地域の要望を確認した上で、審議会での協議を検討すること（一部抜粋）」に該当する2地域のうち、保田窪2丁目2番街区から要望書の提出があった。

（1）壺川校区第17町内自治会

地域説明会及び要望書の状況（未提出）

平成30年3月26日	住民説明会
	代表者から事務局に要望書を提出する意向の表明
4月16日以降	事務局から関係地域自治会等の役員への説明
9月9日	高平台校区第1-1町内自治会総会で事務局説明
10月24日	代表者から事務局に「申入書」（参考資料2）を提出

（2）保田窪2丁目2番街区

地域説明会及び要望書提出の状況

平成30年3月28日	事務局から答申書の内容を代表者へ説明
7月10日	住民説明会
	代表者から事務局へ要望書を提出する意向の表明
8月3日～6日	事務局から関係地域自治会等の役員への説明
9月26日	代表者から事務局へ区の変更に関する要望書 （参考資料3）の提出
9月26日～	事務局調査

保田窪2丁目2番街区の要望書について

◆区境変更の審査基準

- ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること
- イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること
- ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること
- エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること
- オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること

(1) 「ア」地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めることについて

○当初から変更を要望していた最小限の範囲（産業道路から南の、保田窪2丁目2番街区のみ）

(2) 「イ」居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていることについて

○居住者全員の同意について

住民基本台帳上の居住者50名中、署名51名あり。

⇒住民基本台帳、居住実態からみた対象者全員の同意を確認

※1 署名51名のうち、住民基本台帳に掲載のない居住者3名の署名あり。

※2 住民基本台帳上の居住者50名のうち、2名は現在居住実態なし。

○地権者の概ね全員の同意について

居住者ではないが、土地・建物等を所有している地権者8名を確認。

⇒概ね全員の地権者の同意を確認

(3) 「ウ」地元及び隣接自治会等の理解が得られていることについて

- ・ 帯山西校区自治協議会
- ・ 帯山西校区第1町内自治会
- ・ 西原校区自治協議会
- ・ 西原校区第1町内自治会

⇒以上の4団体からの同意書を確認

(4) 「エ」今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であることについて

⇒今回の案件は、調査要件に該当しない。

(5) 「オ」市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていることについて
要望書に「変更が必要である理由、根拠」の記載あり。

⇒今後の審議対象事項

検討部会の設置と今後の進め方について

1. 検討部会の設置について

第2次熊本市行政区画等審議会の答申に基づき、審議会の中に検討部会を設置する。

【検討内容】

答申書の「1. 行政区変更の方針【区境変更を行う場合の基準】」に基づき調査、検証し、行政区の変更について検討を行う。

※特に、「才 市民生活および行政事務の執行に著しい支障をきたしていること。」
に関して、調査・検証を行う。

2. 今後の進め方について（スケジュール案）

予定		審 議 事 項 等
平成 30 年度	第5回 審議会 12月14日（金） 午前10時	○報告 ・行政区の変更に関する要望書の提出について ・熊本市行政区画等審議会要綱の改正等について
		○審議 ・検討部会の設置及び今後の進め方について
	第1回 検討部会 1月上旬頃	○審議 「区境の変更を行う場合の基準」に照らして調査・検証
	第2回 検討部会 1月下旬頃	○審議 ・審議会への検証結果の報告内容
	第6回 審議会 2月上旬頃	○報告・審議 ・検討部会の結果報告、審議

3. 今後の進め方について（提出期限について 壺川地域）

◎要望書の提出期限の設定について

<提出期限を設定する事由>

- ・ 行政サービスの安定性、市民生活に与える影響を考慮すると、結論を無期限に延ばすことは好ましくない。
- ・ 住民や地権者の同意の署名収集開始から数か月が経過していると思われる。長期に渡ること、住民の転居や、区境の変更に対する考えが当初と変わってしまう可能性がある。
- ・ 壺川 17 町内自治会としても、どこかで区切りを付けたい、との意向がある。また、長引く賛否の調整により住民生活に影響が出るので、結論は早めに出してもらいたいという声あり。
- ・ 審議会の答申書（H30 年 2 月 14 日）から約 10 ヶ月、答申内容の地域への説明から約 9 か月がすでに経過している状況。

<提出期限の設定について>

- ・ 壺川 17 町内自治会の申入書では「地元及び隣接する自治会等の同意に関しての結論は、おおよそ年末までに出る見込みであり、近いうちに要望書の提出を行う」としている。

以上のことから、

要望書の提出期限を今回の審議会開催から約 1 ヶ月間程度とし、
案として、平成 31 年 1 月 31 日（木）までとする。

※審議会の委員任期は、H31 年 2 月 12 日。ただし、再委嘱（委嘱期間の延長）を妨げるものではない。

壺川17町内周辺図

参考資料 1-1

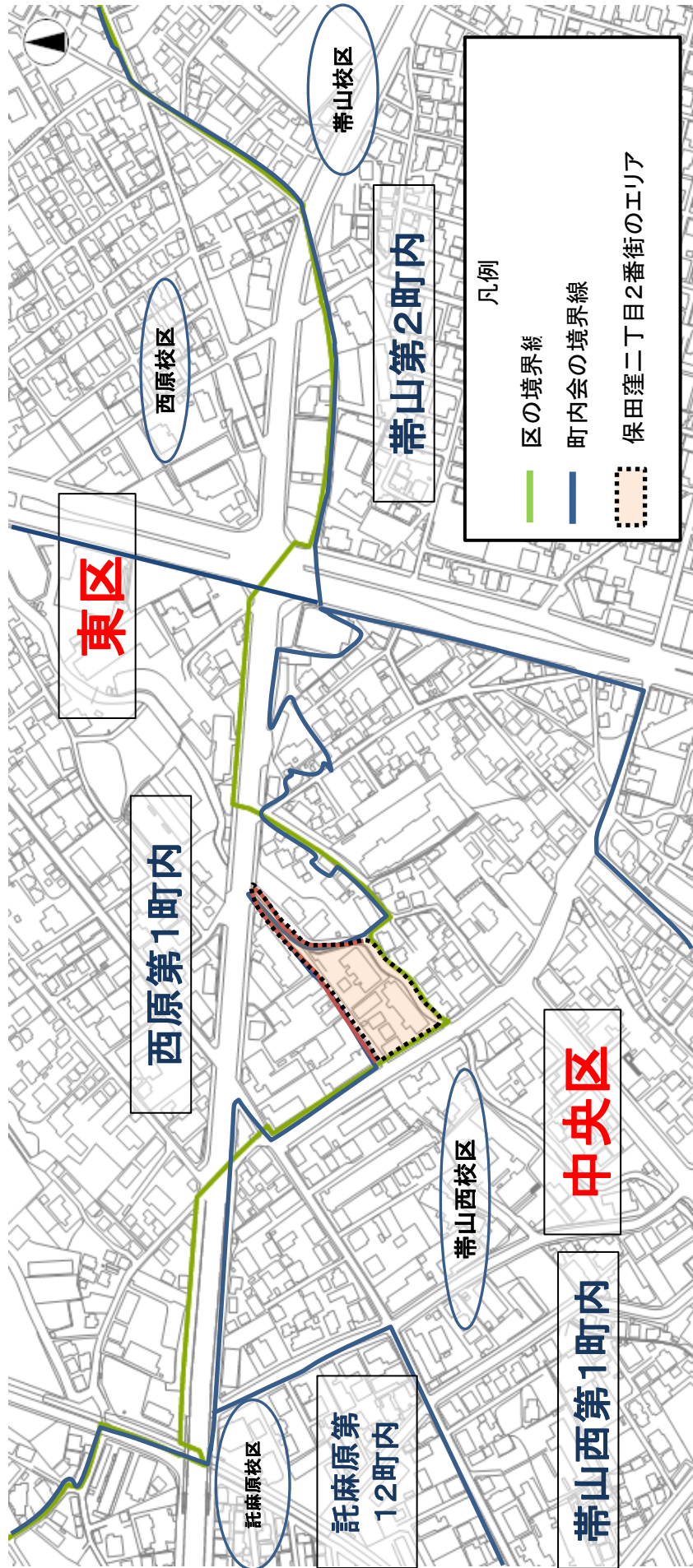


	人口	世帯数 (世帯)	面積 (㎡)	小学校区 中学校区	通学状況
北区津浦町 (壺川校区)	717	317	117,000	壺川校区 (緩衝・高平)	壺川小38人 高平小4人

人口及び世帯数: 平成30年10月 (住民基本台帳情報)
通学状況: 平成30年10月 (学務課調べ)
面積: 平成30年12月 (概算・地域政策課調べ)

保田窪二丁目2番街周辺図

参考資料 1-2



	人口	世帯数 (世帯)	面積 (㎡)	小学校区 中学校区	通学状況
東区保田窪2丁目(帯山西校区)	128	50	4,700	帯山西校区 (緩衝無し)	帯山西小6人

人口及び世帯数:平成30年10月(住民基本台帳情報)
通学状況:平成30年10月(学務課調べ)
面積:平成30年12月(概算・地域政策課調べ)

平成30年10月24日

熊本市市民局地域政策課 御中

熊本市北区津浦町

壺川校区第17町内自治会

会長 浦 幹雄



申入書

私どもの自治会は、平成30年2月14日付けの熊本市行政区画等審議会の答申書に従って、現在の北区から中央区への変更要望を行うべく活動を続けています。

すでに町内居住民の署名活動を終えて、答申書の審査基準に示されている、地元及び隣接自治会等の理解を得るべく交渉を続けています。

その中で、高平1-1自治会の役員会において数回にわたって変更の趣旨等を説明し、さらに文書での協力依頼を行い、高平1-1自治会からは、役員間で協議しているので、結論がでるまで待つてほしいとの返答をいただいています。おおよそ年末までには結論が出るようです。

また、壺川校区自治協議会については、会長に自治協議会での検討を要望しています。しかし、今までのところ、自治協議会の総会等の開催も行われていません。そこで総会の開催を行ってもらおうよう、務めているところです。

行政区画変更活動の進展状況は以上の通りで、近いうちに要望書の提出を行うことを申入れます。

第 6 回審議会資料

○日時：平成31年1月31日（木）10:00～12:00

○場所：市役所12階会議室 ○出席者：検討部会委員、事務局

<変更するべきでない、という視点の意見の概要>

<著しい支障に関すること（考え方）>

- 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること、というのが要件となっており、著しいという言葉が付けられている以上は、原則としては認められなくて、よほどのことがあれば例外的に変更を認めます、ということではないか。
- 著しい支障とは、行政サービスそのものが受けられない、または受けることに相当困難であると、もしくは、行政サービスを受けるために住民側が自分で色々行動をして相当な負担を受けなくてはならない状況と考える。
- 著しい支障を判断するとき、誰の目線から見てというのは、一般人を基準にとすべきと考える。
- 著しいという意味は、そこに住んでいる住民や、行政が、とてもではないがこれではサービスを受けることができない、生活できない、ということが出てこない限り難しいと思う。

<行政の安定性に関すること>

- 市町村境、選挙区から全てそれで決まっているので、市の境界線、行政区はよほどのことがない限り変更しない、ということが大原則だと思う。

<著しい支障に関すること（支障があるといえるか）>

- 住民の方々から見たら色々な不便があると思うが、疎外されているのではないかと、帯山西小学校区で活動しているのに、東区ということで引け目を感じるとか、主観的なところが大きい。そこを著しい支障としていいのか疑問。
- 行政区が東区であることで、まちづくり活動に著しい支障が生じていることはないと感じた。
- 行政側が部署ごとに連携を密にして住民の方々に心理的負担や煩雑な時間、手続きを与えないようにする努力は必要であるが、そのようなフォローができることを条件にすると、著しい支障をきたしているとは言えないと思う。

<著しい支障に関すること（選挙区に関すること）>

- 今回の事案以外でも、この区域は選挙区の人にみてもらえないといったことは多々あると思う。しかし、それで選挙区が変更できるかというそれはできない。

○ゲリマンダーという言葉があるが、立候補者にとって有利な選挙区設定を避けるために、行政区等で割り切りましょうというのがあるようで、公職選挙法15条は市町村や区を基準にして分けることが規定しており、割り切つてやるというのが法の建前と思う。地形の問題など民意の反映がしにくい地域が出たとしても、乱暴な言い方だが、やむを得ないという考え方に法律は立っている。

○選挙区に属している以上はその選挙区の候補者にその地域のことをお願いすることは可能ではないかと思う。また、市議会議員が自分の選挙区の活動しかできないということは無く、権利侵害まではあたらないと思う。

<経緯に関する事>

○政令市スタートと校区変更が同時だというのが、実際にはその2年前に既に区割りの線は決まっていた。説明不足ではないかといった点については、議会への報告、市民への周知等行政側は十分行っていたと思う。

<行政区を変更した場合の問題点>

○今回は付帯事項として特別に限定しているとはいえ、今後外の地域から変更の要望が出たとき、同じ条件なのに何故変更できないのか、と言われた場合に本当に断りきれぬのか。

○変更で行政事務にかかるコスト、負担が気になる。

○変更することは、しないより、大きな負担が行政にも、その地域等々の事業所や企業にも及んでくるのではないか。

○1番から3番までまとめて西原校区から帯山西校区にどうですかという提案、これが一般的な地形地物を基準とした変更のルール、とに客観的に見て思う。2番街だけをしたときに、産業道路を挟んでもっとひどいギザギザの鋸状になってしまう。

<行政区を変更しない場合の対応など>

○区割りが施行された日に小学校区が変更されていることから、住民は、本来自分たちは、中央区のはずなのだ、ということが、今回の不満の根底にあると思う。そこは、そういう点は確かにあると、認めた上で回答すべきと考える。

○宅配とかネット通販といった市民生活上の不便は、まちづくり担当職員が企業等に説明するなどフォローしていくなどの方法が考えられる。

<変更を認めるべき、という視点の意見の概要>

<著しい支障に関すること（考え方）>

- そもそも著しいとは何だろうという話。著しい支障なんてあるはずがないとすれば、それを審査基準にしていること自体がどうなのか。どんなことがあっても、今後一切熊本市は区境の変更を認めないという話にもなりかねない。
- 別に不便は感じていないでしょう、ということを、第三者が言い放っていいものかどうか。
- 5つの要件のうち、4つは、この地域は努力して満たしており、近隣の理解も得られている状況。その中で、著しくないからだめです、と本当に言えるのか。

<校区と行政区の不一致に関すること（住民側の視点）>

- 市民目線で行くと、同じ小学校区内でありながら東区にいるという現実直面されていて、なぜ中央区ではないのだと端的に思われているのではないか。
- 初めから帯西の色々な学校活動に参加していて、自分たちだけ東区というのは、どうしても納得できない、ということは大事な視点。
- ここの校区が緩衝地区ではなくて、帯西の校区になったことで、ねじれが起こっているのではないか。
- 校区の編入の時に、2番街はきちんと議論をされている。今に始まった話ではなく、この方々はその時から校区と行政区のねじれがおこることで不安だと、繰り返して一貫して言われているところは認めるべき。
- 1番街区・2番街区は校区が緩衝区域なので行政区の変更は難しいと思うが、（2番街は）緩衝区域ではなく特定の校区として定められたものであるので認めるべきかと思う。

<行政区と校区の不一致に関すること（これまでの経緯）>

- 他にも緩衝地区はあるが、ここは、合併（政令指定都市移行）前から要望されていたもので、特別にこれだけ扱おうということで、今回の行政区画等審議会の中では壺川と併せた二つだけは特別に扱っている。これまでの経緯から考えたときには、この要望は非常に理解できる。
- 教育委員会としては校区を変更した時点で帯山西を本来校区として認めているということ。行政として意思の変更をしている。それは認めておいて、今度は行政区については認めないというのは首尾一貫していない。
- 平成22年に区割りが決まっていたと行政側は言うが、住民の側からすれば、区割りがこうなるというパブリックコメントなどの段階で初めて危機感を持って動き始めたのかもしれない。

その前の区というものが存在しなかった時は、そもそも危機感を感じる必要も無かったのではないか。

- また、2番街区は緩衝すらなく、純粹に帯西校区。当時の経緯を考慮すると、そもそも帯西＝中央区であったということで、著しいとは何かということに触れずとも、行政区の変更について主張できるのではないか。

<行政区を変更しない場合の問題点>

- 変更しない場合、ではどこまでが著しいのですか、と市民側に聞かれたときに答えられないのではないか。

<今後の小学校区の変更との関係について>

- 区割したときは、校区を分断しないという大原則で区割りがなされたと思うが、小学校、子どもに責任を負わせてはならないので、今後は、小学校区と区割りを連携させるべきではないと考える。今、校区というルールはどこまで有効なのか。今後人口減少等で、大規模な学校の統廃合などが当然あり得る。

審議のポイント

◆確認事項

審査基準 「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」と、付帯事項「また、「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」については、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等も加味した上で、検討すること」の整理について

①付帯事項の記載をもって、審査基準の要件を緩和することの妥当性について

「地域からの要望や歴史的経緯等を加味した上で、検討すること」となっているが、「著しい支障をきたしていること」の要件緩和を行うべきか。あくまで、審査基準に加えて、十分地域の実態を調査した上で検討するものであり、要件緩和をせずに審査基準に基づき検討を行うべきものか。

②審査基準における全住民の同意・要望の取り扱いについて

審査のための必要条件と考えるべきか。同意を重く受け止め、審査基準の緩和につながるものとするべきか。

◆審議事項

上記を確認したうえで、改めて、審査基準オについてどのように考えるか。

<参考：区境の変更を行う場合の基準、付帯事項>

◆区境変更の審査基準

区境変更を行う場合は、以下の基準を全て満たすものとする。

- ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること
- イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること
- ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること
- エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること
- オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること

◆付帯事項

政令指定都市移行時の区割りにおいては、地域コミュニティを維持する観点から、小学校の通学区域を分断しないよう線引きがなされた。

しかしながら、政令指定都市移行以前から小学校の通学区域の見直し及び区の変更に関する要望等があった地域において、区割り決定後に、小学校の通学区域が変更となったことから、この地域については、これまでの経緯を考慮し、地域の要望を確認した上で、審議会での協議を検討すること。

また、「オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」については、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等も加味した上で、検討すること。

なお、今後、「行政区変更の方針」に基づき区境の変更を検討する場合、この付帯事項に基づく対応が前例となるものではないことに留意すること。

壺川地域の状況について

●状況報告

壺川 17 町内については、第5回の審議会で期限を決定した平成 31 年 1 月 31 日までを要望書提出期限と通知したが、周辺地域の同意等が取れていないため、現時点で提出はない。

地域からは、周辺地域からの同意が取れたら、要望書を提出する意向がある。

●今後の要望書への対応について

- ・今後提出される要望書は、付帯事項としてではなく、答申書の行政区変更の方針に基づき判断するものとする。

第 7 回審議会資料

1. 行政区を変更した場合の行政にかかるコストについて

●他都市の事例

広島市

近年の行政区変更の際は、開発での住居表示変更に伴うもので殆ど居住者がいないため、住民情報の変更など発生していない。平成5年の行政区変更は100世帯ほど居住者がある事例だが、当時はシステム等も特段無い時代のため、調査した限り、システム改修等経費は発生していない。

新潟市

本来の基準では高速道路に沿って区の線があるべきところを、区画整理の時期に整理したもので、居住者が居ない数筆の土地のため、住民情報の変更などは無かった。町を新設した影響で多少入力作業等があったが、内部で行った。

●本市の状況

本市の住基情報系システムにおいて、住居表示実施による住所の変更は想定されているが、行政区の変更は想定されていないため、システム改修が必要。予算を算定するためには、数か月かけて検討する必要がある。

- ・住基情報系システムと他のシステムの連携方法
- ・本市住基情報系システムへの影響

行政区変更の対象者の住民票、戸籍、附票への記載内容の検討などが必要

2. 区割りに関するパブリックコメントについて

- 「熊本市行政区画の編成及び区役所の位置についての検討案」に関するパブリックコメントを平成22年1月8日～2月7日に実施。

- ・概要：「小学校区の緩衝地域に住んでおり、通学が隣の区になっている」という画図校区からの質問。
→回答：通学する小学校が隣の区になっていても、通学できなくなるということはなく、他の政令市でも特に問題は生じていない旨を説明。

3. 校区変更に伴う説明会

- ・日時：平成24年3月17日（土）午後7時から
- ・会場：D‘レスティア保田窪内「多目的ホール」
- ・内容：（1）校区の変更について （2）その他
- ・概要：校区変更の要望が提出されたことに伴う、保田窪2丁目2番街区住民を対象に行われた説明会では、校区の変更が、すなわち行政区を変更するものではない旨、当時の政令指定都市推進室から説明をしている。

保田窪 2 丁目 2 番の行政区変更について

1. 住民の要望の趣旨

●要望書（抜粋）

指定都市移行時に関すること	
1	大きな産業道路で分断されているのになぜ東区なのか。
2	政令都市移行時の区割りの際、緩衝区の通学人数を把握していない。緩衝区の通学状況を考慮すべきだった。
自治会・まちづくり・校区に関すること	
3	昭和 55 年の帯山西小開校以来、 <u>通学</u> 、自治会とも帯山西校区として活動している。
4	外灯の電球交換を町内会事務局に申し入れたところ、西原校区ということで対応してもらえなかった。
避難所・投票所に関すること	
5	水害の非難マップ（ハザードマップ）はむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されている。
6	帯山西小学校に避難した際に「東区」と記載したが <u>肩身が狭く感じた</u> 。
7	選挙の投票所が、産業道路を渡った遠方の西原小学校である。
選挙に関すること	
8	選挙で、住民の希望を実現してくれる候補者を選べない。
区役所の手続きに関すること	
9	<u>東区役所へのアクセス</u> が悪い。高齢になって車を手放したら困る。対策も見えない。
10	主任児童委員宛の市の郵便物のラベルが「東区保田窪」ではなく「中央区保田窪」と誤っていた。（解消済み）
11	介護保険に関して、病院で東区役所を案内される。（正確には後期高齢者医療制度）
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること	
12	中央区の病院を受診した際、受診拒否のような文言で、東区を受診を勧められた。
13	他県の方には事情を理解していただかず、 <u>ネット通販</u> 、 <u>宅配便</u> などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないとわれ、受付を拒否された。
14	東区の <u>電話帳</u> に掲載されているが、一般の人は保田窪 2 丁目を中央区と認識しているため見つからない。
15	近所の弁当屋が、政令指定都市移行前は配達していたのに、東区となってからは管轄外扱いで <u>配達不可</u> となった。

●第 1 回検討部会ヒアリング・質疑応答

指定都市移行時に関すること	
1	・政令指定都市スタート時から <u>帯山西小校区</u> になったにもかかわらず行政区は東区であることのねじれを解消したい。
2	・大きな産業道路が通っているにも関わらず、反対側の校区（の行政区）に属している。
自治会・まちづくり・校区に関すること	
3	・居住開始（15 年程前）から自治会、生活の実態も帯山西小だった。
4	・緩衝地区であったおかげで表立ってなかったが、皆帯山西小学校に通って、父兄もそこで活動するので、実態として帯山西小学校の校区であった、そこにつきる。
5	・審議会で、中央区ブランドにひかれているのでは、とあったが、そうではない。中央という言葉を外して仮に A 区、B 区としたとき、帯山西校区が A 区に所属しているのであれば、 <u>実態がある A 区に所属させてほしい、という意味合いである。ブランドではない。</u>
6	・長年主任児童員として <u>中央区の枠の中で活動しているのに、東区民となってしまう。</u> やりがいの実感がずれてくる。
7	・実態のある校区の区にしてほしい。実態として帯山西校区に所属していて、自治会費も帯山西に収めているのに、街灯の件でも、西原校区に言ってください、といわれてしまう。
8	・帯山西小の校区で緩衝として西原小にも通える、と優先順位を入れ替えるべきだった。
9	・地形地物の面で同じような条件にある、1 番街区、3 番街区の意向は？ →同じ町内で一緒に変わりたいという思いはあるが、緩衝区も残っているので、すでに校区が変わっている我々の街区は、変えて頂きたい。
避難所・投票所に関すること	
10	・大きな道路を渡って投票に行かなくてはならなくなった。
選挙に関すること	
11	・自分たちの民意が反映していただけないという不安がある。
区役所の手続きに関すること	
12	・住民が高齢化する中、医療や介護の面、役所での手続き面でも、東区という行政区と校区がずれていることで、現場の方が戸惑われて、どちらの扱いになるか判断して頂けず、困ることがある。 <u>将来的に区役所までの交通の便の不安がある。</u>
13	・東区役所まで行かなければならなかったときに、バスを乗り継ぎ遠回りをしなければならぬ。高齢になった時の不便さは徐々に出てくる。現在は未だ出ていない事への不安がある。
14	・高齢化の面で言っても、 <u>行政が校区にこだわっていて校区が帯山西小に固定されている以上、行政区を合わせて中央区にして頂きたいと思う。</u>
15	・小学生だった子ども達が成長し、世帯を持って子供が生まれると、 <u>また同じ問題に直面する。</u> この時点で変更していただければと強く思う。
16	・手続きは不便が無いように配慮されているが、根本的なところから見直して頂かないと、こちらはどうぞあちらはどうぞ、という状態とを感じる。生活している者の目線で見て頂きたい。
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること	
17	・郵便番号で検索すると、東区保田窪が出ないものが横行している。住所が無いという扱いをされることがある。地元であれば、説明をすれば理解されるが、他県の通販等には通じない。
18	・生活の面で一番不便に感じることは。 → <u>正確に住所が出でないことがあること。</u> また、東区に変わったことで、昨日まで届けてくれていた宅配が、エリア外ということで届けてくれなくなった。

●第2回検討部会（報告資料）

避難所・投票所に関すること											
1	・投票所が遠く、幹線道路を横断し、危険をとまなう不便な場所になりました。										
2	・2016 年熊本地震の際には当然、帯山西小学校へ避難しました。熊本県民・市民が区割りに関係なく、どの避難所にも避難できるのは承知していますが、防災意識としては帯山西校区の区民と共に訓練も行い、それに関わる炊き出しなどの協力も行っています。 まだまだ大きな地震が起きる可能性大ですし、大雨による被害などに対しても備えあるまちづくりを目指します。										
選挙に関すること											
3	<table><tr><td>区</td><td>人 口</td><td>選挙有権者</td></tr><tr><td>中央区</td><td>188,175 人</td><td>149,385 人</td></tr><tr><td>東区</td><td>188,990 人</td><td>154,341 人</td></tr></table> (2018.12 時点 2019 年 2 月市政日より、HP より) ・100 名弱程度の保田窪 2 丁目 2 番街区の住民が東区から中央区へ移行したとしても選挙に大きな影響はみられないのではないのでしょうか。		区	人 口	選挙有権者	中央区	188,175 人	149,385 人	東区	188,990 人	154,341 人
区	人 口	選挙有権者									
中央区	188,175 人	149,385 人									
東区	188,990 人	154,341 人									
4	・平成 23 年度 12 月 市政日より(政令都市移行直前)より 「市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われますので、より地域に密着した意見が市政に反映されやすくなります」 → 現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見は反映されません。(権利の侵害では?)										
区役所の手続きに関すること (サービス面)											
5	・医療や介護に関する件でも、このように校区と行政区がねじれている特殊なケースがあることを区役所の職員に申し送りをしていただいたとしても、職員の異動などでじきに申し送りが途切れてしまう可能性も否めません。										
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること (サービス面)											
6	・通販などで「東区保田窪」が検索されず、商品購入ができなかったり、サービスが受けられないことがこの数年間でなくなることはありませんでした。 → これらは住民にとっては著しい支障です(数値化できるものではありません)。 → 「中央区保田窪」と告げることでその場をしのげるかもしれませんが、嘘をつくことで事がまともに運ぶとは異常事態です。										
自治会・まちづくり・校区に関すること											
7	・自治会は住民が自主的に組織し、活動を行っているものとはいえ、熊本市の区ごとに設置されているまちづくりセンターと連携している部分もかなりあります。十数年にわたり、帯山西校区として密着して地域住民とまちづくりをしていますので、継続してさらなる地域コミュニティの充実を図りたいです。										
8	・校区の分断は重視されるのに、なにゆえ行政区の分断は重視されないのでしょうか？ ねじれによる支障に焦点を当てるのみならず、同じく帯山西校区であり、自治会も共に長い期間、活動してまちづくりに積極的に参加・協力している現状を評価して区割りの変更を認めていただきたいと切に願います。										

●事務局に頂いた意見（メール等）

指定都市移行時に関すること	
1	・私たち住民が、中央区に憧れて、西原小学校へ通学していたものを急遽、帯山西小学校へ通学しはじめ、それに伴い校区を変更して、さらには行政区まで変更したい、という誤解が無きようお願いしたいです。 ・校区や自治会の変更をする以前の2002年秋から、当マンションの児童、戸建てのお宅については、その前から帯山西小学校へ通学しています。再春館製菓も寮とはいえ、ファミリータイプがあるので児童が関係しています。実際にそこからも帯山西小学校へ通学していました。
2	・実際にはずっと以前から帯山西小へ通学していながら、政令指定都市移行に伴い、行政区は東区、校区は中央区であることで、将来、支障が起きるかもしれない。そのような不安や不具合を少しでも避けたいので、要望を上げています。
区役所の手続き・投票所に関すること	
3	・医療・介護の面でどの区の区役所に行っても同様の手続きができると（審議会の専門家の方は）自負されていましたが、それでは「帯西校区」の私たち住民は「西原小学校」ではなく、今まで通り選挙会場を選挙の度ごとに「帯山西小学校」にしていっていただきたいです。サービス面で劣化したからです。しかし、実際に、そんな特別な計らいはしていただけるわけはありません。であれば<u>統一感のある姿（校区と行政区を一致）</u>にしていっていただきたいです。
選挙に関すること	
4	・帯山西小学校へ通学し、その校区として生活し、選挙するにあたり、<u>市会議員を選ぶ時にどうして東区という行政区での立候補者へ投票することになるのか説明していただきたい</u>です。本件も何度も書面にて記載していますが、民意は反映されないと皆、考えています。

2. 要望に対する審議の経過

●第1回検討部会（平成31年1月11日）

- ・現地調査（保田窪2丁目2番街区を視察）
- ・住民説明・ヒアリング
- ・関係部署調査結果ヒアリング
- ・調査結果を踏まえた上での審議

●第2回検討部会（平成31年1月31日）

- ・行政区を変更する場合、変更しない場合の各々の考え方に関する審議

●第6回審議会（平成31年2月12日）

- ・検討部会の検討結果に基づき、審議会としての行政区を変更する場合、変更しない場合の結論に関する審議

3. 審議会及び検討部会の主な意見

●「行政区を変更しない」としたご意見

- ①行政、住民からのヒアリングや要望書等の内容をみても、市民生活・行政事務において著しい支障があるとまでは言えないのではないかと。
- ②著しい支障を要望者側の訴えをもって判断してよいのか。審議会は客観的な判断をするべき。
- ③著しい支障とは、行政サービスを受けるのがよほど困難とか低下しているということを指す。行政区は市が行政サービスを提供する基本であるため、このようなハードルの高い要件になっている。それを、校区と行政区のねじれ現象が起きる度に考えるかということ、別個の問題と思う。
- ④不便と思っていること、疎外感を感じていることに対し、行政もしっかり応える努力をした上で、変更は認めるべきではない。
- ⑤産業道路より南側である 1 番街区、3 番街区との違いが対外的に説明できるのか。今よりさらに区境がいびつになる。
- ⑥行政区は、県境、市境などと同様に行政サービスの基本となるものであるため、安定性を考慮するべき。

●「行政区を変更する」とした場合のご意見

- ①住民全員の同意を集め、周辺地域の同意も得ている。(第三者が) 著しい支障はないので変更はできませんと言えるのか。住民の支障を第三者が著しくないと判断するのはどうか。
- ②著しい支障は、そもそもあり得ないのではないかと。(門前払いと同じではないかと)
- ③1 番・3 番街区は古くからの住民が混在し、行政区変更の要望はまとまっていない。また、西原小学校区(帯山西小緩衝地区)である。帯山西小単独校区である2番街区は比較的新しい住民で、意見がまとまっており、一貫して支障を訴え続けている。
- ④行政区変更の時期と同時期に小学校校区が変わった歴史的経緯を考慮すべきではないかと。
- ⑤政令指定都市移行と同時日に小学校区が変更されたという点において、校区については行政として変更を認めている。
- ⑥付帯事項にある歴史的経緯を加味するなら、この件は、「変更」ということではなく、平成24年の時点で「補正」すべきだったのでは、という観点から変更していいと思う。

●その他のご意見

①「著しい支障」の整理が必要

- ・社会通念上の市民一般から見ての支障（客観）と、実際そこに住んでいる方の支障（主観）で異なる。
- ・当事者からの主観に基づいた支障の訴えを、審議会場で客観性を持って判断していく。
- ・著しい支障を（付帯事項である）当案件にどこまで適用するのか。

②行政区を変更した場合に行政などにかかるコスト（システム改修費）なども検討してみるべき。

③学校区と行政区は同一で考えるものではない。

④区という大がかりな制度を変更する前に、住民、行政で連携して取り組めることをまず行うべきであり、関係区役所は区をまたがった地域連携活動団体等について十分に認識し、明確な支援の配慮をしていくことが必要と思う。

⑤学校区の見直しについては、市民から見るとまちづくりや防災など行政区と関連した事柄と捉えられる側面があることから、市長部局と緊密な協議が必要とするべきなのか。あるいは単なる教育サービスのエリアの問題で、教育委員会が柔軟に対応すればよい事案であり、行政区の問題とは一切関わりのないことと整理するのか。市役所内部で十分に整理検討してほしい。

⑥住民の要望に関する考え方については、住民の同意は変更への条件的なものであり、住民が求めれば区の境界を自由に変更できるというものではないと考える。

●その他（今後の答申書の取り扱い）

壺川17町内については、第5回の審議会では平成31年1月31日を要望書の提出期限としたが、現時点で要望書は提出されていない。

今後、壺川17町内を含め、提出される要望書は、付帯事項としてではなく、答申書の行政区変更の方針に基づき判断する。

	熊本市	保田窪2丁目2番
昭和41年4月	西原小学校開校	保田窪2丁目1番・2番・3番20～35号は、西原小通学区域
昭和51年	産業道路開通	道路開通により西原小学校通学区域が分断
昭和54年4月 昭和55年4月	帯山西小学校開校	帯山西小への緩衝地区を設定
平成14年9月		D'レスティア保田窪 居住開始
平成16年4月		保田窪2丁目2番が帯山西校区第1町内自治会へ加入
平成22年5月	「行政区画の編成及び区役所の位置」熊本市の方針決定	
平成22年 (11月頃)		保田窪2丁目2番(D'レスティア保田窪)から教育委員会へ、通学区域の変更要望。教育委員会からは、緩衝地区(保田窪2丁目1番・2番・3番20～35号)全体の変更の検討を提案。2番から緩衝地区全体の同意を得ようとするが、1番と3番20～35号の同意を断念。
平成23年10月		保田窪2丁目2番の全43世帯より通学区域変更の要望書提出。(西原小→帯山西小・西原中→帯山中)
平成23年11月～ 平成24年2月		通学区域変更に関する地域、学校関係者への説明と承認
平成24年2月 平成24年3月 平成24年4月	教育委員会会議へ議案提出 政令指定都市移行	通学区域変更に係る地域説明会 保田窪2丁目2番の通学区域が西原小学校から帯山西小へ変更。緩衝地区は廃止。
平成26年3月		行政区に関する住民意見交換会
平成29年2月	熊本市行政区画等審議会「行政区の変更について」諮問	
平成30年2月 平成30年3月 平成30年7月 平成30年8月 平成30年9月	熊本市行政区画等審議会答申	住民代表者への答申内容説明 答申内容の住民説明会 周辺自治会等への説明と承認 行政区変更の要望書提出

熊本市長 大西 一史 様

要 望 書

「熊本市東区保田窪 2 丁目 2 番街区」について、現在の「東区」から、「中央区」へ行政区の変更を要望します。

【変更が必要である理由、根拠】

- ・政令都市移行以前に西原校区と帯山西校区との緩衝区から帯山西校区への変更を要望し、承認されましたが、行政区（東区）は校区（中央区）と一致せずねじれた状態になっております。行政区を校区と一致させ、更なる地域コミュニティの充実を目指したいと考えています。
- ・詳細は別紙のとおり

なお、居住者の総意であり、地権者の同意及び関係地域団体の承認を得ておりますので、下記の関係書類を添付いたします。

記

1. 添付書類

該当地区の居住者（全世帯）、地権者、事業者の署名

該当地区の自治会の承諾書

該当地区の校区自治協議会の承諾書

隣接する自治会の承諾書

隣接する校区自治協議会の承諾書

平成 30 年 9 月 26 日

熊本市東区保田窪 2 丁目 2 番

住民代表

宇佐初代 印

別紙 【変更が必要である理由、根拠】

・地形地物の面でも、大きな産業道路で分断されています。
なぜこの地域が東区になるのか理解に苦しみます。

・昭和 55 年の帯山西小学校開校以来、約二十数年にわたり、通学、自治会も帯山西校区として活動を継続しています。

・政令都市移行時、緩衝区について実際、どちらの校区に何名の児童が通学しているかの実数を市側はまったく把握する作業を行っていないことを知りました。

緩衝区のいずれか側の校区に通う児童がゼロであった場合、地形との兼ね合いをみて実態に則した方に合わせておけば、現在、もめている地区のほとんどが行政区と校区の不一致問題を抱えることもなかったと思われます。

・災害時の避難所、特に水害の避難マップではむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されています。

・選挙の投票所はその産業道路を渡った遠方の西原小学校となり、政令都市になる以前の帯山西小学校よりも不便で危険な道のりとなりました。

・そもそも選挙で実際に生活を住民の希望を実現してくれる候補者を選べる立場にありません。選挙の結果が実生活に反映されないのは残念です。

・2016 年の地震で避難した際も所属している「中央区・帯山西小学校」において「東区」と記載しなければならず、肩身の狭い思いをしました。

・主任児童委員を務める N さんは市に対して「東区保田窪」と住所を提出していますが、役所から届く郵便物の宛名ラベルにはずっと「中央区保田窪」と印刷されて来ていました（最近になってようやく解消）。校区が「帯西校区」であるためかもしれませんが、そうでなければ正確なデータ入力をしていない職員の怠慢であります。
そもそも区の不一致がなければ起こりえないミスです。

・熊本中心部の A 総合病院を受診していましたが、ある科の医師から「〇〇さんは東区にお住まいですね。東区にもいい病院があるからそちらへ行ったらいかがですか。」と中央区民でないことを理由に受診拒否のような文言を 2, 3 度言われました。そのことをカルテにも記載されてしまい、予約時には事務職員からも「〇〇さんは東区の病院に行かれるのではないですか？」と言われ、気持ちの上で追い込まれて病院受診を諦めるしかなくなりました。

（「東区」というだけで、東バイパスより東側の住民だと思われてしまいます。

A 総合病院は短時間でバス 1 本でも行くことができ、拒否されると困ります。）

・介護保険の件でも病院から「東区役所へ行ってください」と言われ、「中央区役所でも大丈夫ですよ？」と聞き返すと「(保証はできないので) 東区へ行かれれば間違いありませんからそちらへ行ってみてください」と言われてしまいました。どうしても保険証などの住所に合わせて遠い方を指示されてしまいます。実際に対応可能かどうか、いちいち確認しなければならず余計な手間がかかります。

・東区役所までのアクセスが悪く、不便です。今後、高齢になって車を手放すことになったら大変困ります。現状に対する具体策も見えません。近い将来のうちに対策も示して欲しいです。

・電話帳が区ごとに分かれてしまい、一般の人はこの地区(保田窪2丁目)を中央区と認識しているため、探してもみつけれられません。事情を知っている人は東区を探すという発想が浮かぶかもしれませんが、二度手間になります。

・他県の方には事情を理解して頂けず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないとされ、受付を拒否された住民が複数います。

・近所のお弁当屋さんでも政令都市になる以前は配達可能であったものが、「東区」となっただけからは管轄外扱いとなっただけで、距離の変更がないにもかかわらず配達不可となりました。

・近くの外灯の電球が切れていたのを交換を町内会事務局に申し入れましたが、「地理的に西原校区であるので、そちらへ申し込むように」と断られ、対応してもらえませんでした。

以上

【要望となる根拠・追記】

■選挙について

- ・投票所が遠く、幹線道路を横断し、危険をとまなう不便な場所になりました。

区	人 口	選挙有権者
中央区	188,175 人	149,385 人
東区	188,990 人	154,341 人

(2018.12 時点 2019 年 2 月市政日より、HP より)

- ・100 名弱程度の保田窪 2 丁目 2 番街区の住民が東区から中央区へ移行したとしても選挙に大きな影響はみられないのではないのでしょうか。
- ・平成 23 年度 12 月 市政日より(政令都市移行直前)より「市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われますので、より地域に密着した意見が市政に反映されやすくなります」
 - 現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見は反映されません。(権利の侵害では?)

■サービス面

- ・通販などで「東区保田窪」が検索されず、商品購入ができなかったり、サービスが受けられないことがこの数年間でなくなることはありませんでした。
 - これらは住民にとっては著しい支障です(数値化できるものではありません)。
 - 「中央区保田窪」と告げることでその場をしのげるかもしれませんが、嘘をつくことで事がまともに運ぶとは異常事態です。
- ・医療や介護に関する件でも、このように校区と行政区がねじれている特殊なケースがあることを区役所の職員に申し送りをしていただいたとしても、職員の異動などでじきに申し送りが途切れてしまう可能性も否めません。

■防災面

2016 年熊本地震の際には当然、帯山西小学校へ避難しました。

熊本県民・市民が区割りに関係なく、どの避難所にも避難できるのは承知していますが、防災意識としては帯山西校区の区民と共に訓練も行い、それに関わる炊き出しなどの協力も行っています。まだまだ大きな地震が起きる可能性大ですし、大雨による被害などに対しても備えあるまちづくりを目指します。

自治会は住民が自主的に組織し、活動を行っているものとはいえ、熊本市の区ごとに設置されているまちづくりセンターと連携している部分もかなりあります。十数年にわたり、帯山西校区として密着して地域住民とまちづくりをしていますので、継続してさらなる地域コミュニティの充実を図りたいです。

校区の分断は重視されるのに、なにゆえ行政区の分断は重視されないのでしょうか？
ねじれによる支障に焦点を当てるのみならず、同じく帯山西校区であり、自治会も共に長い期間、活動してまちづくりに積極的に参加・協力している現状を評価して区割りの変更を認めていただきたいと切に願います。

【まちづくりについて】

【質問】 D レスティア保田窪のマンションのコミュニティとしてだけでなく、帯山西 1 町内の自治会としての「まちづくり」でどのようなことをしているか。

【回答】 帯山西小校区として以下の活動をしています。複数の者が重複して活動したり、年度ごとに交代したりしており、数多くの者が関わっています。

□子ども会と婦人会（学校や地域の行事には常に携わっています）

交通安全指導 防犯パトロールや挨拶運動
廃品回収（年 4 回） 帯西まつり参加及び準備や手伝い
校区運動会への参加 敬老会への参加や手伝い
校区各スポーツ大会 もちつきや伝承遊び等
むらさき公園・三角公園の草取り（毎月） コミセン広場清掃

□婦人会

帯西小・帯山中 入学式・卒業式に出席
防災訓練炊き出し
防災会議

□食生活改善推進員

子育ての集いのおやつ作り（毎月） 男性クッキング（年 1 回）

□主任児童委員（市の委託）（各種団体に所属）

子育てサークルの実施（毎月）
校区の赤ちゃん訪問（市の委託）（2 名で帯山西小校区全体を担当）
帯西小、帯山中の入学式、卒業式、年間行事への出席
中央区食育推進ネットワーク
中央区子育て支援ネットワーク
育成クラブ運営委員会

□各種団体

帯山西校区
民生委員児童委員協議会
社会福祉協議会
青少年健全育成協議会（帯山中でも活動）
→ その活動の一つにさわやか推進事業（各種団体参加）
内容：帯中校区の公園の清掃作業。帯中の生徒が花の宅配としてプランターを地域の事業所等に届ける活動の計画や実施
実行委員会出席（於：帯山中 年数回）
子どもネットワーク
→ 関連して毎年、各種団体連絡協議会という会議出席
帯山中ネットワーク会議出席

□ボランティア

帯西小での絵本の読み聞かせ

要望書に対する市の考え方

要望 No.	要望書記載の行政区変更の理由・根拠の要旨	市としての考え方 (要旨。詳細は各資料に記載)
指定都市移行時に関すること		
1	大きな産業道路で分断されているのになぜ東区なのか。	当該地区は、指定都市移行時に行政区を編成した際の基準に基づき、行政区を編成している。
2	政令都市移行時の区割りの際、緩衝区の通学人数を把握していない。緩衝区の通学状況を考慮すべきだった。	
自治会に関すること		
3	昭和 55 年の帯山西小開校以来、通学、自治会とも帯山西校区として活動している。	保田窪 2 丁目 2 番は左記のとおり。なお、1 番、3 番（20 号～35 号）は、校区は西原小（緩衝区・帯山西小）、自治会活動は、1 番の一部と 3 番の 1 件が帯山西校区第 1 町内自治会として活動中。
4	外灯の電球交換を町内会事務局に申し入れたところ、西原校区ということで対応してもらえなかった。	該当の防犯灯は西原校区第 1 町内に設置しており、電球の交換は西原校区第 1 町内で対応。今後は帯山西校区第 1 町内自治会へ所有権や維持管理の移管を検討したいとのこと。
避難所・投票所に関すること		
5	水害の非難マップ（ハザードマップ）はむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されている	現在、災害時に住民が避難するにあたり、居住する校区、町内、街区等による避難所等の振り分けや指定、制限は設けていない（まずは被災場所から近い避難場所へ避難するのが原則）。併せて、地域の住民が避難所等の運営にあたる際にも、居住エリアによる受け入れの制限、拒否等をしないよう、校区防災連絡会等を通じ指導・依頼している。 （避難所、投票所までの距離：「西原小学校」677.37m 「帯山西小学校」573.02m）
6	帯山西小学校に避難した際に「東区」と記載したが肩身が狭く感じた。	
7	選挙の投票所が、産業道路を渡った遠方の西原小学校である。	
区役所の手続に関すること		
8	東区役所へのアクセスが悪い。高齢になって車を手放したら困る。対策も見えない。	区役所を含め、市の施設までの距離やアクセスが全ての地域で同一というのは難しいことから、本市では市民の利便性を鑑み、一部を除き居住区に限らずどの区役所でも手続きができるようになっている。
9	主任児童委員宛の市の郵便物のラベルが「東区保田窪」ではなく「中央区保田窪」と誤っていた。（解消済み）	住所を一部手入力したため誤入力したもの。現在は「東区保田窪」で郵送している。
10	介護保険に関して、病院で東区役所を案内される。（正確には後期高齢者医療制度）	介護保険のサービスや後期高齢者医療制度に関して、居住区以外のどの区役所でも申請や問い合わせに対応している。

選挙に関すること		
11	選挙で、住民の希望を実現してくれる候補者を選べない。	現行の選挙のルールの中では、お住まいの区の候補者に対し投票することは可能と考える。 （検討部会参考資料４） 地方公共団体の議会の議員の選挙は、各選挙区の立候補者への投票を通じて民意を反映するという制度を採用している。また、自己の属する選挙区（東区）の立候補者への投票により民意を反映することができるので、選挙権が侵害されているとは考えられない。 大部分が中央区に属する帯山西小学校区の問題について東区選出の議員が取り組むことはできない（あるいは取り組んでくれない）、という前提に立っていると考えられるが、東区選出の議員の政治活動にそのような制限はなく、上記問題に取り組むことは可能であることから、現在の選挙区でも民意の反映は可能である。
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること		
12	中央区の病院を受診した際、受診拒否のような文言で、東区を受診を勧められた。	保田窪 2 丁目が隣接区にまたがる町名であることを認識していない企業等の事例と思慮する。郵便番号と代表的な宅急便のホームページでは、保田窪 2 丁目は中央区、東区とも検索可能であった。 なお、市内に隣接区にまたがる町名は計 19 か所ある。
13	他県の方には事情を理解していただかず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないと言われ、受付を拒否された。	
14	東区の電話帳に掲載されているが、一般の人は保田窪 2 丁目を中央区と認識しているため見つからない。	
15	近所の弁当屋が、政令指定都市移行前は配達していたのに、東区となってからは管轄外扱いで配達不可となった。	

第 1 回検討部会資料

1. 要望書に記載されている市民生活への支障の概要

要望 No.	要望書記載の行政区変更の理由・根拠の要旨	市としての考え方 (要旨。詳細は各資料に記載)	資料	要望 書 段 落
指定都市移行時に関すること				
1	大きな産業道路で分断されているのになぜ東区なのか。	当該地区は、指定都市移行時に行政区を編成した際の基準に基づき、行政区を編成している。	1	①
2	政令都市移行時の区割りの際、緩衝区の通学人数を把握していない。緩衝区の通学状況を考慮すべきだった。		参 考 資 料 1	③
自治会に関すること				
3	昭和 55 年の帯山西小開校以来、通学、自治会とも帯山西校区として活動している。	保田窪 2 丁目 2 番は左記のとおり。なお、1 番、3 番（20 号～35 号）は、校区は西原小（緩衝区・帯山西小）、自治会活動は、1 番の一部と 3 番の 1 件が帯山西校区第 1 町内自治会として活動中。	2 3 参 考 資 料 2	②
4	外灯の電球交換を町内会事務局に申し入れたところ、西原校区ということで対応してもらえなかった。	該当の防犯灯は西原校区第 1 町内が設置しており、電球の交換は西原校区第 1 町内で対応。今後は帯山西校区第 1 町内自治会へ所有権や維持管理の移管を検討したいとのこと。	4	⑮
避難所・投票所に関すること				
5	水害の非難マップ（ハザードマップ）はむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されている	現在、災害時に住民が避難するにあたり、居住する校区、町内、街区等による避難所等の振り分けや指定、制限は設けていない（まずは被災場所から近い避難場所へ避難するのが原則）。併せて、地域の住民が避難所等の運営にあたる際にも、居住エリアによる受け入れの制限、拒否等をしないよう、校区防災連絡会等を通じ指導・依頼している。 （避難所、投票所までの距離：「西原小学校」677.37m「帯山西小学校」573.02m）	5	④
6	帯山西小学校に避難した際に「東区」と記載したが肩身が狭く感じた。		⑦	
7	選挙の投票所が、産業道路を渡った遠方の西原小学校である。		⑤	
区役所の手続に関すること				
8	東区役所へのアクセスが悪い。高齢になって車を手放したら困る。対策も見えない。	区役所を含め、市の施設までの距離やアクセスが全ての地域で同一というのは難しいことから、本市では市民の利便性を鑑み、一部を除き居住区に限らずどの区役所でも手続きができるようになっている。	6	⑪

9	主任児童委員宛の市の郵便物のラベルが「東区保田窪」ではなく「中央区保田窪」と誤っていた。(解消済み)	住所を一部手入力したため誤入力した もの。現在は「東区保田窪」で郵送して いる。		⑧
10	介護保険に関して、病院で東区役所を案内される。(正確には後期高齢者医療制度)	介護保険のサービスや後期高齢者医療 制度に関して、居住区以外のどの区役所 でも申請や問い合わせに対応している。	7	⑩
選挙に関すること				
11	選挙で、住民の希望を実現してくれる候補者を選べない	現行の選挙のルールの中では、お住まい の区の候補者に対し投票することは可 能と考える。		⑥
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること				
12	中央区の病院を受診した際、受診拒否のような文言で、東区の受診を勧められた。	保田窪 2 丁目が隣接区にまたがる町名 であることを認識していない企業等の 事例と思慮する。郵便番号と代表的な宅 急便のホームページでは、保田窪 2 丁目 は中央区、東区とも検索可能であった。 なお、市内に隣接区にまたがる町名は計 19 か所ある。	参 考 資 料 3,4	⑨
13	他県の方には事情を理解していただかず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないと言われ、受付を拒否された。			⑬
14	東区の電話帳に掲載されているが、一般の人は保田窪 2 丁目を中央区と認識しているため見つからない。			⑫
15	近所の弁当屋が、政令指定都市移行前は配達していたのに、東区となってからは管轄外扱いで配達不可となった。			⑭

2. 各委員からの調査要望事項

No.	調査要望	備考	資料
客観的データに基づくもの			
1	保田窪 2 丁目 2 番に関する事実経過のまとめ	別添資料のとおり	8
2	保田窪 2 丁目 2 番街住民と周辺の地域住民の居住歴、年齢構成	2 番街区の住民は、98パーセントが1996 (平成8)年以降の居住。	9
3	地形図及び上空からの写真		10
行政事務に関すること			
4	市役所として、当該地区の区を変更しなければ支障が出ていること及び支障が今後出てくると思われること	別添資料のとおり 詳細は当日ヒアリング	11 参 考 資 料 5 ~ 12
市民生活に関すること			
5	実際住民の方々が区を変更しなければならない程困っていること	要望書及び当日のヒアリング	

指定都市移行時の行政区画の編成

第 1 次熊本市行政区画等審議会答申書（平成 22 年 4 月 13 日 行政区画の編成及び区役所の位置）において、本市が指定都市移行時に行政区画を編成した際の基準が示されている。

行政区画の編成時の基本的な考え方

① 人口規模

区の人口規模は、10 万人から 15 万人程度が一つの目安

観点：行政効率や財政負担、きめ細かな行政サービスの提供
：地域の特性を生かした区単位のまちづくり

② 面積規模及び地形・地物

区の面積規模は、区役所までの時間・距離に配慮するが、他の基準との関係で必要がある場合は考慮

区の境界は河川・道路等の明確な地形・地物を考慮

観点：地域の歴史的な形成
：市民の利便性、一体感の醸成

③ 地域コミュニティ及び通学区域

現存の地域コミュニティは、可能な限り分断しない

- ① 自治会・区長会の組織については、分断しないよう配慮する
- ② 公民館の所管区域は大幅な再編成を必要としないものとする
- ③ 小学校の通学区域については、分断をしない
- ④ 中学校の通学区域についてはなるべく配慮する

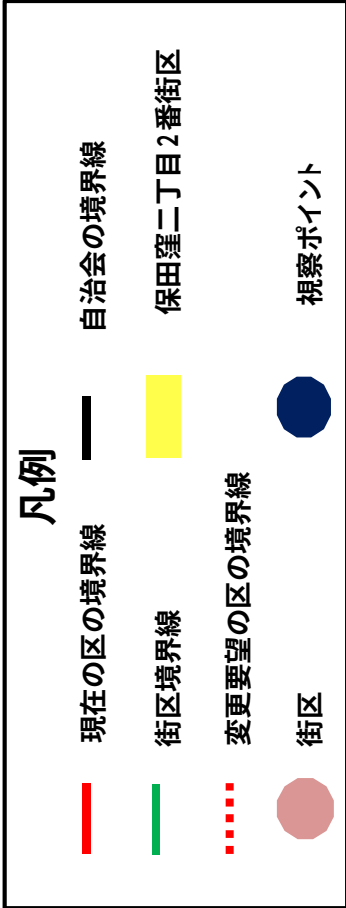
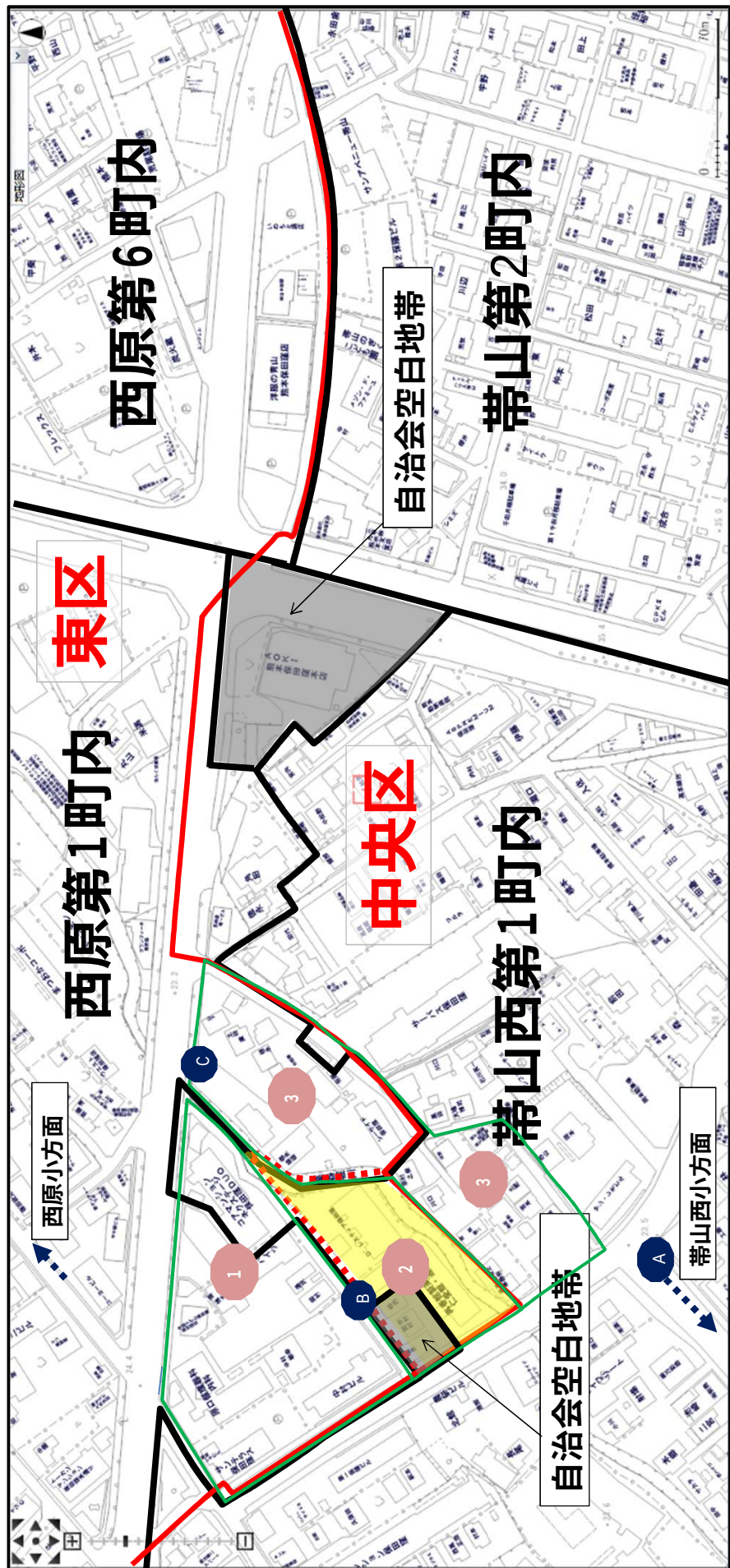
観点：区における住民自治を尊重

④ 公共機関の所管区域及び選挙区（国）

国・県等の公共機関（法務局、税務署、警察、郵便局等）の所管区域とできる限り整合性を確保

国会議員の選挙区については、一定の考慮

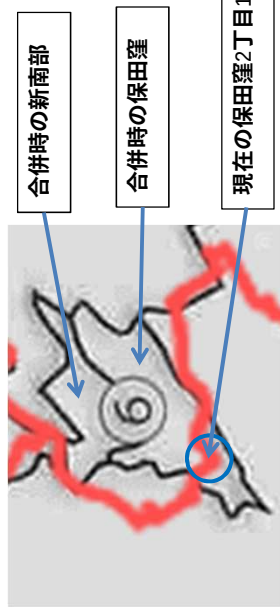
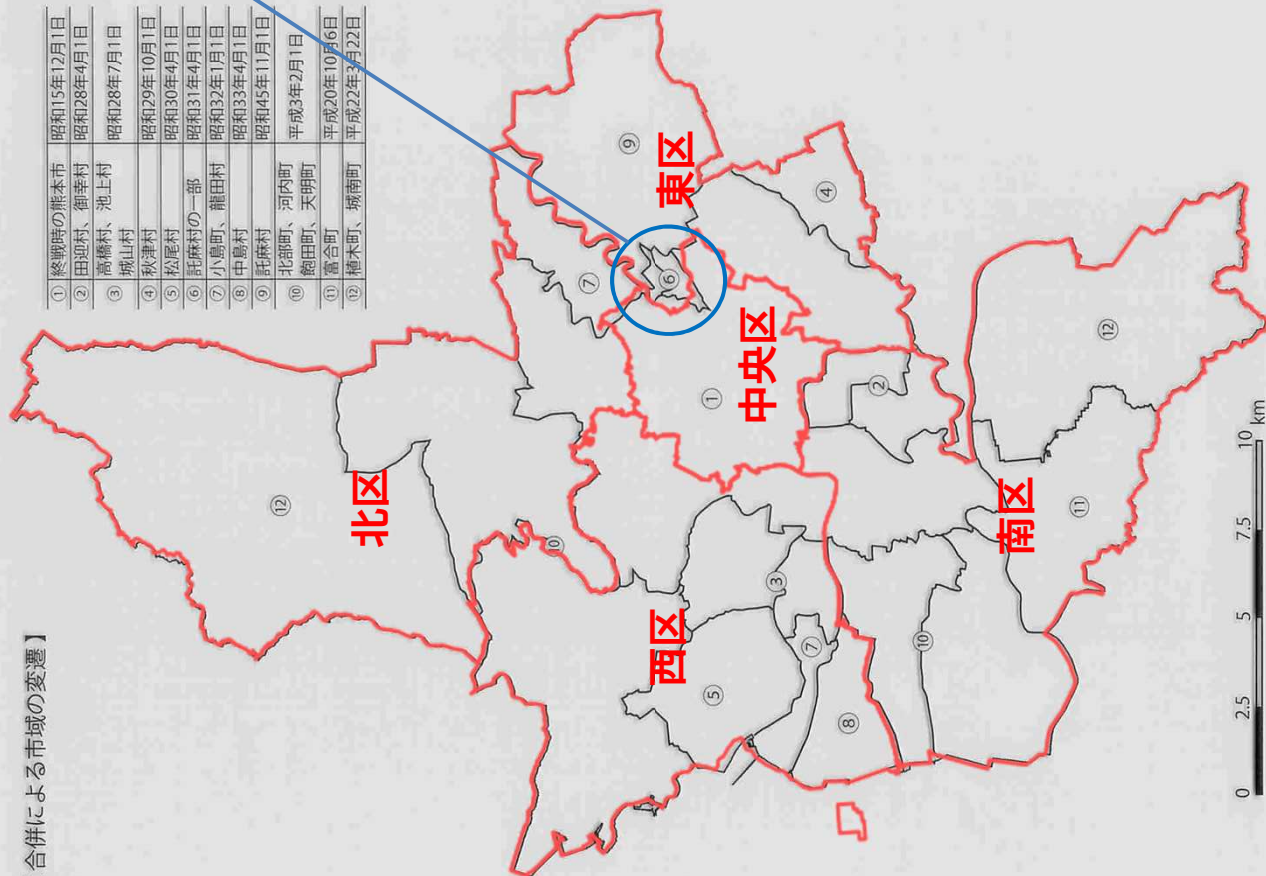
観点：市民の利便性や行政の効率性



※自治会の境界線については、平成29年の自治会長への聞き取りに基づき作成。
現在には変更されている可能性があります。

【合併による市域の変遷】

① 終戦時の熊本市	昭和15年12月1日
② 田迎村、御幸村	昭和28年4月1日
③ 高橋村、池上村	昭和28年7月1日
④ 城山村	昭和28年7月1日
⑤ 秋津村	昭和29年10月1日
⑥ 松尾村	昭和30年4月1日
⑦ 託麻村の一部	昭和31年4月1日
⑧ 小島町、龍田村	昭和32年1月1日
⑨ 中島村	昭和33年4月1日
⑩ 託麻村	昭和45年11月1日
⑪ 北部町、河内町	平成3年2月1日
⑫ 鶴田町、天明町	平成20年10月6日
⑬ 富合町	平成22年3月22日
⑭ 楠木町、城南町	



●昭和31年4月合併時の保田窪は、現在の中央区の一部（帯山西校区の一部）も範囲に入っているため、「旧保田窪」の住民は合併後も保田窪への帰属意識が強かったのではないかと。

●昭和51年頃に産業道路が開通し、西原小学校通学区が分断された後においても、保田窪2丁目1番街区、2番街区、3番街区の住民は「旧保田窪」への帰属意識が強く、西原校区第1町内自治会に加入していた。（西原校区第1町内自治会長）

●保田窪2丁目2番街区は昭和54年帯山西小学校建設当初から帯山西校区第1町内自治会に加入している。（保田窪2丁目2番街区代表）

●現在、保田窪2丁目1番街区のコアマンションのみが帯山西校区第1町内自治会に加入している（時期不明）。それ以外の1番街区と3番街区の住民からは帯山西校区第1町内自治会に移行したいという話は聞いていない。（西原校区第1町内自治会長）

●現在でも、「旧保田窪」の繋がりととして、西原校区第1町内・第6町内、帯山西校区第1町内はグラウンドゴルフなどの交流事業を続けている。（西原校区第1町内自治会長）

地図凡例

黒線・・・『熊本市形成史図集-戦後編-』から合併による市域の変遷
赤線・・・『熊本市GISシステム』から現在の行政区画線

街灯の電球切り替え（対応方法のルール）について

防犯灯は各自治会が設置し、設置した自治会が球替えや料金支払いの維持管理を行っている。

西原校区第1町内自治会長への聞き取りによると、該当する防犯灯は西原校区第1町内が設置した防犯灯で、電球の交換は西原校区第1町内で対応しており、今年度LEDへの取替を実施したとのこと。また、設置場所が帯山西校区第1町内自治会の区域であることから、今後、防犯灯の所有権と維持管理を帯山西校区第1町内自治会に移管できないかと考えているとのこと。

1番街区と2番街区の間の道路を照らす防犯灯



災害発生時の住民の避難経路について

当該街区周辺の避難所等（熊本市が指定している指定緊急避難場所・指定避難所）の位置及び直線距離（概算）は別図のとおり。

なお、大規模災害時などに活用する可能性がある他の施設（地域公民館・公園・民間施設など）については、校区単位（自治協議会・校区防災連絡会）や町内単位（自治会・自主防災クラブ）で事前に把握している。

また熊本市では、災害時に住民が避難するにあたり、居住する校区、町内、街区等による避難所等の振り分けや指定、制限は設けていない（まずは被災場所から近い避難場所へ避難するのが原則）。

併せて、地域の住民が避難所等の運営にあたる際にも、居住エリアによる受け入れの制限、拒否等をしないよう、校区防災連絡会等を通じ指導・依頼している。

参考

【校区防災連絡会の設立について】

以下の2校区（小学校区）では、校区団体（自治協議会等）を基盤とした校区防災連絡会を設立しており、地域の主体のもと、住民・施設（学校）・行政が連携した避難所運営の体制づくり及び校区の防災体制の強化のための取り組みを進めているところ。

- ◇ 帯山西校区（2018年5月設立） 市指定避難所：帯山西小学校・帯山中学校
- ◇ 西原校区（2018年4月設立） 市指定避難所：西原小学校・西原中学校

中央区役所、東区役所までの距離

保田窪 2 丁目 2 番街区から中央区役所と東区役所までの地図上の直線距離の差はわずかである（中央区役所 3.5km、東区役所 3.7km）が、交通機関により移動時間は異なる。



（参考）交通機関による移動時間

※インターネットルート検索ツールによる調査（1月4日10：00出発設定）

◆東区役所

○バス 44分から50分

- ・保田窪本町～北窪～秋津新町（バス31分）、徒歩計13分、合計44分
- ・保田窪四つ角または保田窪2丁目～九品寺交差点～秋津新町（バス40分）、徒歩計10分、合計50分

○自動車 18分から22分

◆中央区役所

○バス 24分

- ・保田窪四つ角または保田窪2丁目～市役所前・日本郵政横（バス18分）、徒歩計6分、合計24分

○自動車 10分から24分

◆託麻まちづくりセンター（託麻総合出張所）

○バス 21分

- ・保田窪1丁目～託麻まちづくりセンター前（バス17分）、徒歩計4分、合計21分

○自動車 12分から16分

介護保険、医療制度等の区役所での手続きについて

要望書に記載されている、介護保険等の手続きの概要は以下のとおり。

（要望書の事例は、実際は後期高齢者医療制度の高額医療費払い戻しの件）

介護保険の認定申請の流れ
・申請は居住区以外のどの区（区役所、総合出張所）でも受け付け可能。 ・申請後、訪問調査と審査がある。訪問調査と審査は、身体が存在する区の福祉課が行う。 （例えば、東区に住所のある住民が、中央区の病院に入院しているときは、中央区の福祉課が実施する。この住民が東区役所福祉課に申請書を提出した場合は、中央区の福祉課に申請書を転送する。） ・認定の通知は、審査を行った区の福祉課からされる。その際、居住エリアの高齢者支援センター（ささえりあ）の利用案内（※）が同封されている。利用者は、介護保険サービスの利用にあたり、ささえりあの支援を受けるなどし、ケアマネージャーにプラン作成を依頼する。 ・介護保険のサービス利用開始後は、認定更新や高額介護サービス費等の通知は、介護保険制度の所管課である、高齢介護福祉課（本庁）から送付される。（問い合わせ先や書類の返送先として各区の福祉課を記載） ※認定結果において、非該当の場合は、結果の通知のみ。要支援1～2は、熊本市地域包括支援センター一覧（全区掲載）、要介護1～5は、居宅介護支援の全事業所が掲載されたものを添付する。
後期高齢者医療制度の医療費が自己負担限度額を超えた場合の高額療養費払い戻し
・後期高齢者医療制度に関する申請等の手続きは、居住区以外のどの区（区役所、総合出張所）でも受け付け可能。 ・各区で受け付けた書類は、事例によっては国保年金課（本庁）を経由するものもあるが、基本的には直接熊本県後期高齢者医療広域連合に送付され、手続きされる。 ・実際の申請手続きは、振込口座の登録になる。振込口座を一度ご登録いただくと、あとは、自己負担限度額を超えた場合、月ごとに自動的に振り込まれることになる。振込は、熊本県後期高齢者医療広域連合の審査等を経るため、約3ヵ月後になる。

（参考）

申請等の手続きが居住区以外のどの区でも受け付け可能であることは、熊本市ホームページで周知。

保田窪 2 丁目の緩衝地区設定の経緯

昭和 41 年 4 月

西原小学校開校

- ・ 託麻原小学校通学区域と帶山小学校通学区域の一部から分離し、西原小学校通学区域を編成。
- ・ 保田窪 2 丁目 1 番・2 番・3 番 20～35 号は、西原小通学区域。

昭和 51 年頃

産業道路開通

- ・ 道路開通により西原小学校通学区域が分断。

昭和 54 年 4 月

帶山西小学校開校

- ・ 帶山小学校の大規模化に伴い分離し、帶山小学校通学区域を分離した地区を帶山西小学校通学区域とした。その際、隣接の産業道路で分断している西原小学校通学区域は現状のままとなった。

昭和 55 年 4 月

- ・ 当該地区より通学区域の変更要望を受け、帶山西小への緩衝地区を設定。

(参考)

当該地区の児童の通学状況 41 人中 41 人帶山西小へ通学 西原小への通学なし。

生徒の通学状況 10 人中 10 人帶山中へ通学 西原中への通学なし。

自治会については、西原校区自治会及び帶山西校区自治会が混在。

保田窪 2 丁目 2 番の通学区域変更要望に係る経緯

平成 23 年 10 月 28 日

- ・ 保田窪 2 丁目 2 番の全 43 世帯より通学区域変更の要望書提出。(西原小→帶山西小・西原中→帶山中)

平成 23 年 11 月 1 日～17 日

- ・ 西原 1 町内会長(西原校区自治協議会長)、帶山西 1 町内会長、西原 1 町内役員会、帶山西校区自治協議会会長へそれぞれ説明し、承認を得る。

平成 24 年 1 月 13 日

- ・ 帶山西小・西原小・帶山中・西原中の各学校長へ説明し、承認を得る。また、学校長から PTA 会長への説明を依頼。

平成 24 年 2 月

- ・ 各小中学校・PTA から通学区域の変更については了承の連絡を受ける。

平成 24 年 3 月 12 日

- ・ 通学区域変更に係る地域説明会を開催

平成 24 年 3 月

- ・ 教育委員会会議へ議案提出

平成 24 年 4 月 1 日

- ・小中学校の通学区域が変更となった。併せて緩衝地区が廃止。

保田窪 2 丁目 2 番の行政区の変更要望に係る経緯

平成 22 年 5 月

- ・「行政区画の編成及び区役所の位置」について、熊本市の方針決定

平成 24 年 4 月 1 日

- ・政令指定都市移行

平成 25 年 12 月

- ・自民党高本議員一般質問で該当街区に関する区割りの変更についての質問有り

平成 26 年 3 月 15 日

- ・住民意見交換会

平成 29 年 2 月 13 日

- ・熊本市行政区画等審議会
「行政区の変更について」熊本市より諮問

平成 30 年 2 月 14 日

- ・熊本市行政区画等審議会答申

平成 30 年 3 月 28 日

- ・住民代表者への答申内容説明

平成 30 年 7 月 10 日

- ・住民説明会

平成 30 年 8 月

- ・隣接する町内自治会等へ地域政策課から答申内容説明

平成 30 年 9 月 26 日

- ・保田窪 2 丁目 2 番より、要望書提出

東区保田窪 2 丁目 街区別年齢構成（平成30年12月時点）

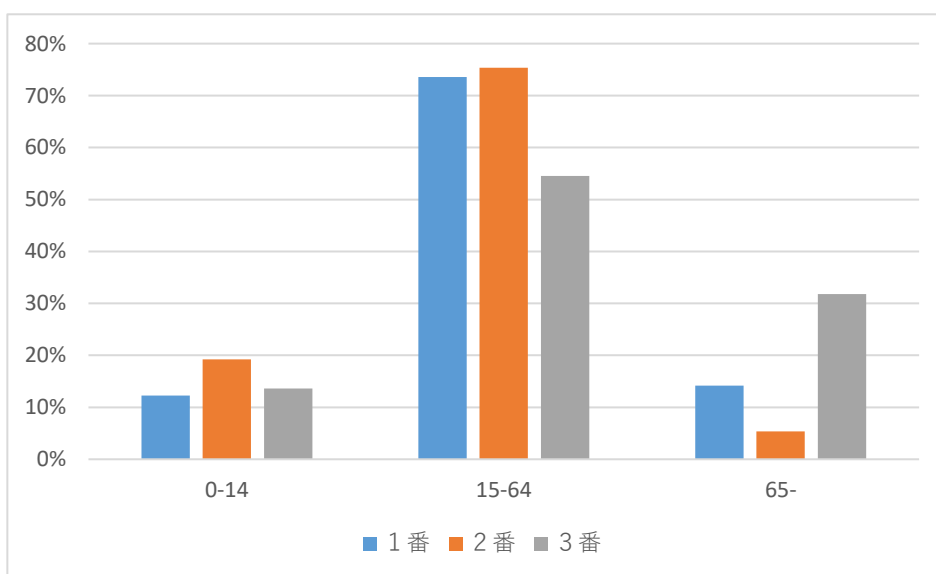
街区別年齢構成

	東区保田窪 2 丁目			
年代（歳）	1 番	2 番	3 番	合計
0-14	26	25	3	54
15-64	156	98	12	266
65-	30	7	7	44
	212	130	22	364

（単位：人）

街区別年齢構成（割合）

	東区保田窪 2 丁目		
年代（歳）	1 番	2 番	3 番
0-14	12.3%	19.2%	13.6%
15-64	73.6%	75.4%	54.5%
65-	14.2%	5.4%	31.8%
	100.0%	100.0%	100.0%



● 2 番街区は15歳から64歳の生産年齢人口の割合が比較的高く、3番街区は高齢者層の割合が高い。

東区保田窪 2 丁目 街区別居住年数

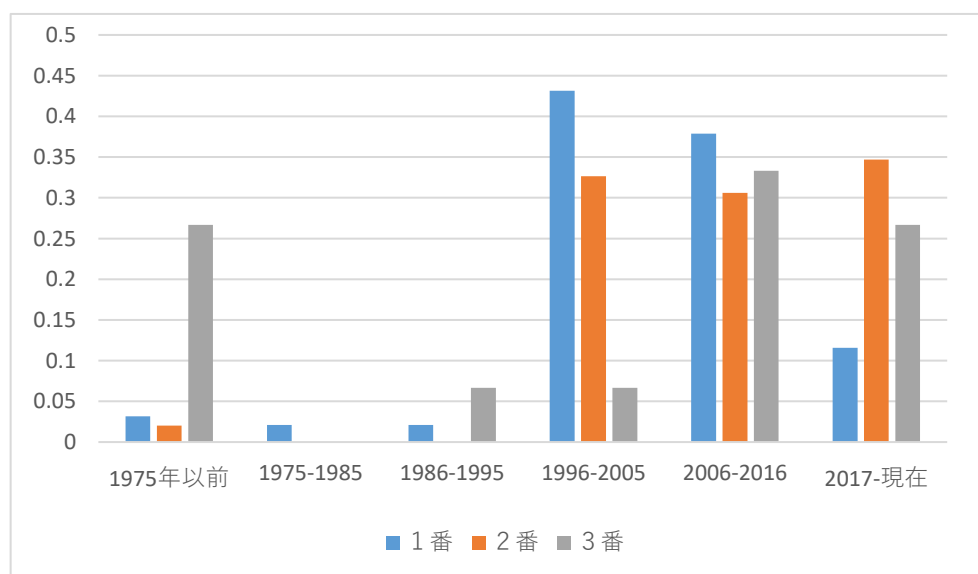
街区別居住開始年数

	東区保田窪 2 丁目			
居住開始年	1 番	2 番	3 番	総計
1975年以前	3	1	4	8
1975-1985	2			2
1986-1995	2		1	3
1996-2005	41	16	1	58
2006-2016	36	15	5	56
2017-現在	11	17	4	32
総計	95	49	15	159

(単位：世帯)

街区別居住開始年数（割合）

	東区保田窪 2 丁目		
	1 番	2 番	3 番
1975年以前	3.2%	2.0%	26.7%
1975-1985	2.1%	0.0%	0.0%
1986-1995	2.1%	0.0%	6.7%
1996-2005	43.2%	32.7%	6.7%
2006-2016	37.9%	30.6%	33.3%
2017-現在	11.6%	34.7%	26.7%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

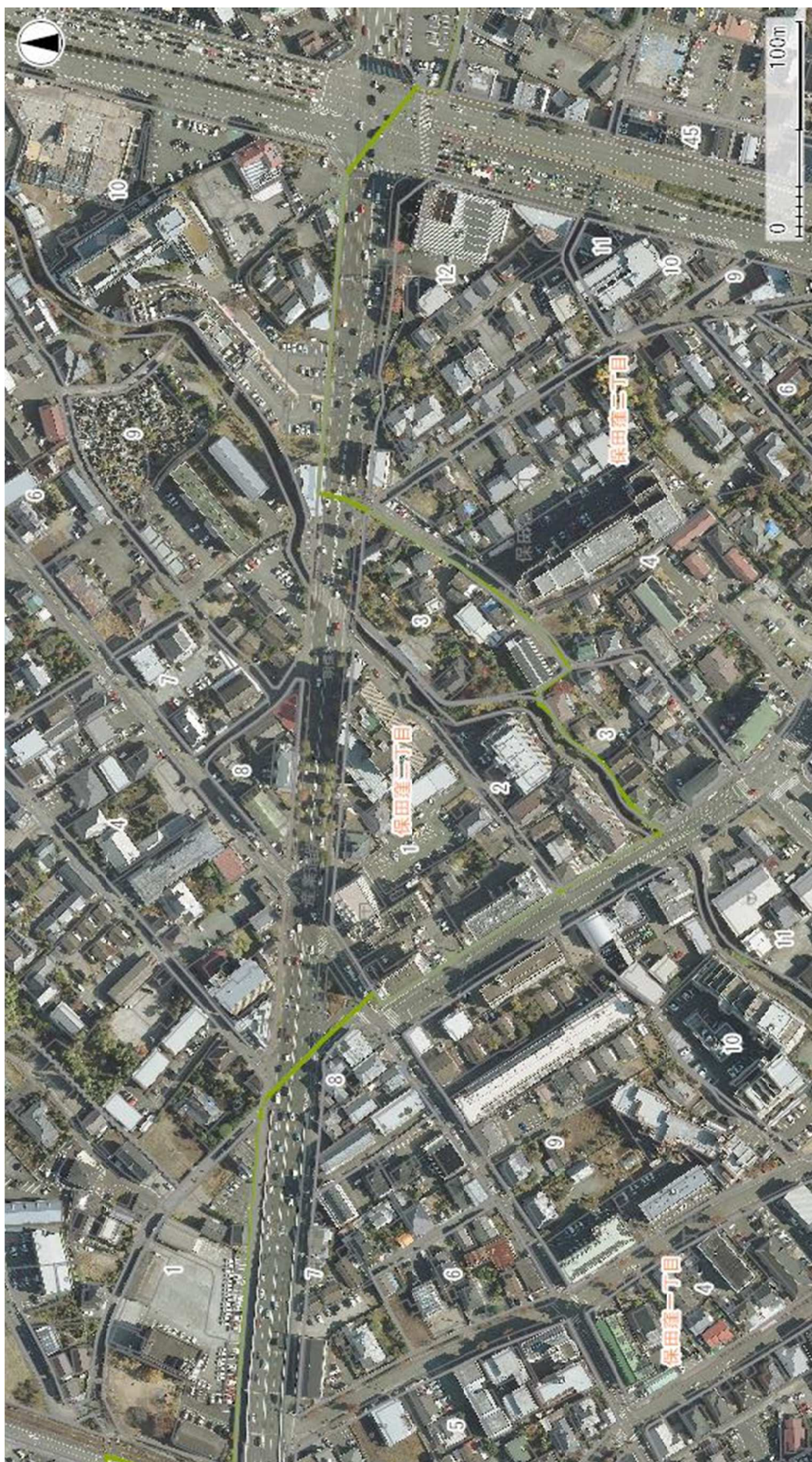


- 2 番街区の住民は、98パーセントが1996（平成8）年以降の居住。
- 2 番街区の社員寮の世帯の多くが、2015（平成27）年以降の居住

保田窪2丁目付近 地形図



保田窪2丁目付近 航空写真



行政事務に関する調査

1. 行政区を跨る通学区域（校区）における所管事務への影響調査

事業または事務の名称	行政区を跨る校区における事務への影響	対応など
生活保護業務	区毎に福祉事務所が設置され、学校区に関わらず、住所地で実施責任があり、住所地の福祉事務所において生活保護を適用している。	・実施責任上、住所地所管の福祉事務所で保護を適用するしかなく、民生委員に説明の上、連携を図っている。 ・民生委員から行政区の変更ができないのかと問われることがある。
1歳半・3歳児健診	(壺川校区は、北区と中央区また帯山西は、東区と中央区に跨っている。)	・健診は基本的に校区を所管する区役所から通知文を送付し、当該区役所の健診会場で受診を推奨している。 - 保護者の都合等での健診会場の変更は行っているため、問題はない。
相談業務	保健師が担当する校区で障がいの補助等の相談を受けることがある。	・相談の際に、市民の方へは審査等の所管区が異なることを説明する。(相談・申請はどの区でも可能。調査・審査は住所表記の区役所所管となる。)
選挙事務	投票区は住所上の行政区となっており、東区(保田窪二丁目2番)である。	住所上の行政区となっており、特に問題はない。
介護保険認定事務 地域包括ケア業務	地域包括支援センター(ささえりあ)の管轄区域は小学校単位だが、介護保険の認定は住所上の各区役所の所管であるため、行政区を跨った調整や対応が必要となる。	・介護保険の申請等受付は所管区役所以外でも可能でなので、サービスを受ける市民の方は特に問題はない。 ・ただし、認定に係る調査や聞き取りは、所管区役所(福祉課)が行うため、ささえりあは両方の区役所と連絡調整等が必要。 ・また、地域包括ケアの推進に向けたまちづくりにおいて、他の区にお住まいの民生委員との調整が必要であり、当該地域のまちづくりに関する要望や意見が出た場合、所管区役所への連絡調整が必要。 ・高齢や障がい、子育てといった複合的支援が必要な世帯への対応においては、所管区役所(福祉課・保健子ども課)との連携が必要。 ・利用者から、「なぜA区に住んでいるのに、B区の包括なのか？」と疑問に思われる声があるため、説明を行っている。

第 2 回検討部会資料

保田窪 2 丁目 2 番街区の行政区変更要望に関する調査・検討について

区境変更の基準に沿った検証

区境の変更を行う基準	判断	判断の理由
ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること	○	・ 産業道路での地域分断について改善が必要である ・ 帯山西校区（緩衝区を除く）の変更に留めてある
イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること	○	・ 居住者の総意である。 ・ 地権者の同意も得られている
ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること	○	・ 帯山西校区の自治会で活動しており、コミュニティも形成されている ・ 西原校区の校区自治協議会（自治会）の理解も得られている
エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること	○	・ 当該地域における道路整備や区画整理などの大型開発の予定なし
オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること	▲	・ 客観的な視点から検証しても、生活の支障が確認できない ・ 制度に応じて区間連携や柔軟な運用により対応しており支障は確認できない ・ 生活者の視点からみると、住民には不便や不安がある

●著しい支障の検討ポイント

熊本市行政区画等審議会答申書の付帯事項

「区境の変更を行う場合の基準」に照らして判断するにあたり、「才 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること」に関して、これまでの地域からの要望や歴史的経緯等を加味した上で検討。

総合的に検討した上で、市民生活及び行政事務の執行に著しい支障が認められるか。



- ・第1回検討部会では、客観的な視点からは、市民生活及び行政事務の執行に「著しい」といえるほどの支障には該当しないという意見が多数。
- ・しかしながら、保田窪2丁目2番の住民（生活者）の視点からは、全く支障が無いとはいえない。（日常生活上の不便や行政手続きの不安、選挙やまちづくり活動における不一致感や疎外感を感じている）

※青字を追記

	熊本市	保田窪2丁目2番
昭和41年4月	西原小学校開校	保田窪2丁目1番・2番・3番20～35号は、西原小通学区域
昭和51年頃	産業道路開通	道路開通により西原小学校通学区域が分断
昭和54年4月 昭和55年4月	帯山西小学校開校	帯山西小への緩衝地区を設定
平成14年9月		D'レスティア保田窪 居住開始
平成16年4月		保田窪2丁目2番が帯山西校区第1町内自治会へ加入
平成22年5月	「行政区画の編成及び区役所の位置」熊本市の方針決定	
平成22年 (11月頃)		保田窪2丁目2番(D'レスティア保田窪)から教育委員会へ、通学区域の変更要望。教育委員会からは、緩衝地区(保田窪2丁目1番・2番・3番20～35号)全体の変更の検討を提案。2番から緩衝地区全体の同意を得ようとするが、1番と3番20～35号の同意を断念。
平成23年10月		保田窪2丁目2番の全43世帯より通学区域変更の要望書提出。(西原小→帯山西小・西原中→帯山中)
平成23年11月～ 平成24年2月		通学区域変更に関する地域、学校関係者への説明と承認
平成24年2月 平成24年3月 平成24年4月	教育委員会会議へ議案提出 政令指定都市移行	通学区域変更に係る地域説明会 保田窪2丁目2番の通学区域が西原小学校から帯山西小へ変更。緩衝地区は廃止。
平成26年3月		行政区に関する住民意見交換会
平成29年2月	熊本市行政区画等審議会「行	

平成 30 年 2 月 平成 30 年 3 月 平成 30 年 7 月 平成 30 年 8 月 平成 30 年 9 月	政区の変更について」 諮問 熊本市行政区画等審議会答申	住民代表者への答申内容説明 答申内容の住民説明会 周辺自治会等への説明と承認 行政区変更の要望書提出
---	------------------------------------	---

●ポイント

- ①保田窪 2 丁目（1 番・2 番・3 番 20～35 号）は、昭和 41 年 4 月の西原小学校開校時、西原小校区。
- ②昭和 51 年に産業道路が開通し、保田窪 2 丁目（1 番・2 番・3 番 20～35 号）は北側と道路で分断された。
- ③昭和 55 年、保田窪 2 丁目（1 番・2 番・3 番 20～35 号）は帯山西小学校に緩衝地区設定され、一部の住民を除き、子どもの通学や地域活動は、帯山西小学校区側に移行。
- ④保田窪 2 丁目 2 番は、平成 16 年 4 月に帯山西校区第 1 町内自治会に加入し、以後継続して 14 年間まちづくりに参画している。
- ⑤保田窪 2 丁目 2 番を中心に教育委員会に通学区域変更要望を申し入れた際、緩衝区全体（1 番・2 番・3 番 20～35 号）で変更の同意を取ることが提案されたが、1 番と 3 番の住民全員の同意が取れなかったため、意見がまとまった 2 番のみで通学区域変更の要望書が提出された。
- ⑥上記⑤を要望した理由は、実態として帯山西小学校区にのみ通学していたことと、将来、行政区と校区のねじれが生じるのではないかという不安があったとのこと。

調査依頼事項

1. 行政区を変更した場合の行政サービスに係る変更について
(戸籍や住民票の書き換え等)

※第2回 第2次熊本市行政区画等審議会資料より再掲

＜参考＞ 区を変更した場合には、どのような影響があるか。

影響を受ける方	影響事象	具体的な事象
住民	住所の区名変更	●各種機関への住所変更手続きが必要な可能性あり ●マイナンバーカードの署名用電子証明書の一部変更手続き
事業者	住所の区名変更	●住所が記載された印刷物、看板、名刺等の再作成に係るコスト ●(社会福祉法人の定款変更、建設業許可等)住所変更届出
土地所有者	地番区名変更	●登記名義人等の住所変更が必要な可能性あり
	区界上では合筆不能となる	●特になし
選挙区	選挙区の変更	●国政選挙、地方選挙(県議会・市議会)農業委員等の選挙区見直し。場合によっては議員定数の見直しの可能性あり
官公署	業務管轄見直し、システム改修等	●警察、消防、税務署等の所管区域の変更の可能性あり ●業務システム一部
その他		●事業者全般: 変更対象エリア内顧客の各種情報(住所、所管、業務システム等)の修正 ●GIS 関連事業者: 地図情報の修正 ●変更対象エリアへの郵送物宛先の修正など

※行政区を変更した場合の行政の手続き

- ・市の方針決定 ⇒政策会議への定義
- ・議員、住民への説明
- ・パブリックコメントの実施
- ・「熊本市区の設置等に関する条例」の改正
- ・市政だより等での周知・広報や、行政機関等への通知 (国への報告等はない)

＜参考＞住居表示に伴う住所変更手続き一覧

項 目	申請人	届出先	届出期間	備 考
市役所備付の台帳	不 要			◇住民票・印鑑登録証明・選挙人名簿・国民健康保険・国民年金は、市で変更します。 ◇本籍は、区役所から連絡があるまで現在のままご使用ください。 変更が済みましたら、戸籍の筆頭者に通知があります。 ◇国民健康保険証は、更新時に新しい住所で記載します。 保険証は、旧住所のまま使用できます。 ◇児童扶養手当受給の方は、現況届出時に住所変更手続きが必要です。 ◇通知書、証明書を添えて勤務先に申し出てください。
※ 市で変更				
年金加入者 ＊厚生年金・共済年金	本 人	勤務先	実施日以降 すみやかに	◇通知書、証明書を添えて勤務先に申し出てください。
年金受給者 ＊国民年金・厚生年金	本 人	年金事務所	実施日以降 すみやかに	◇住所・支払機関変更届「専用はがき」で住所変更ができます。 [専用はがきは、各区役所、総合出張所、出張所及び 年金事務所に備付けてあります。 ◇共済年金受給者の方は、各共済組合にお問合せください。
自動車運転免許証	本 人	運転免許センター 又は 住居地を管轄する警察署	免許更新時で可	◇住所の変更には、通知書、証明書のほか、本人宛の郵便物など 新住所が確認できるものをご持参ください。(コピー不可) ◇本籍の変更は、区役所より変更通知が届いた後の更新時に変更してください。
自動車車検証	本 人	九州運輸局熊本運輸支局 軽自動車検査協会熊本事務所 熊本県軽自動車協会	実施日以降 必要 に応じて (車検・売買の時	◇ 通知書、証明書 (コピー可) をご持参ください。 い。場合によっては、他の書類等必要となりますので、 事前にお問合せください。
不動産登記簿	本 人	熊本地方法務局	実施日以降 必要に応じて	◇通知書、証明書により登記名義人の住所変更が必要です。 (コピー不可) ※売買や相続の手続きと同時に可。
法人・商業登記簿	本 人	熊本地方法務局	本店：2 週間以内 支店：3 週間以内	◇通知書、証明書により会社の所在地及び役員の住所変更が必要です。(コピー不可)
各種許認可	本 人	各々の関係官庁	各法令による	◇古物営業、風俗営業、質屋営業許可など、許認可を受けている事業所、事業者の住所の変更が必要です。
預貯金通帳 生命保険 他	本 人	各金融機関	実施日以降 約 款に応じて	◇通知書、証明書で名義人の住所変更が必要です。 ◇通知書、証明書の提示、又は コピーで概ね手続可能 ですが、 金融機関によっては、コピー不可の場合がありますので、必ずご確認ください。

2. 東区保健子ども課業務において、同意を取れているにもかかわらず、行政区を変更した場合は住民の混乱をきたす恐れがある、という意味は。

（東区保健子ども課へ確認）

「東区保田窪2丁目2番」を行政区変更した場合、行政業務上の支障はないと思われるが、区ができて浸透し、東区ということに慣れてきたなか、1番や3番の転入の方や当課職員の個別訪問対象者、地域役員（自治会、民生児童委員等）からは、「なぜこの地域だけ東区なのか」という新たな疑問の声が出ることが予想される、ということ。

【要望となる根拠・追記】

■選挙について

- ・投票所が遠く、幹線道路を横断し、危険をとまなう不便な場所になりました。

区	人 口	選挙有権者
中央区	188,175 人	149,385 人
東区	188,990 人	154,341 人

(2018.12 時点 2019 年 2 月市政日より、HP より)

- ・100 名弱程度の保田窪 2 丁目 2 番街区の住民が東区から中央区へ移行したとしても選挙に大きな影響はみられないのではないのでしょうか。
- ・平成 23 年度 12 月 市政日より(政令都市移行直前)より
「市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われますので、より地域に密着した意見が市政に反映されやすくなります」
→ 現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見は反映されません。
(権利の侵害では?)

■サービス面

- ・通販などで「東区保田窪」が検索されず、商品購入ができなかったり、サービスが受けられないことがこの数年間でなくなることはありませんでした。
→ これらは住民にとっては著しい支障です(数値化できるものではありません)。
→ 「中央区保田窪」と告げることでその場をしのげるかもしれませんが、嘘をつくことで事がまともに運ぶとは異常事態です。
- ・医療や介護に関する件でも、このように校区と行政区がねじれている特殊なケースがあることを区役所の職員に申し送りをしていただいたとしても、職員の異動などでじきに申し送りが途切れてしまう可能性も否めません。

■防災面

2016 年熊本地震の際には当然、帯山西小学校へ避難しました。
熊本県民・市民が区割りに関係なく、どの避難所にも避難できるのは承知していますが、防災意識としては帯山西校区の区民と共に訓練も行い、それに関わる炊き出しなどの協力も行っています。まだまだ大きな地震が起きる可能性大ですし、大雨による被害などに対しても備えあるまちづくりを目指します。

自治会は住民が自主的に組織し、活動を行っているものとはいえ、熊本市の区ごとに設置されているまちづくりセンターと連携している部分もかなりあります。十数年にわたり、帯山西校区として密着して地域住民とまちづくりをしていますので、継続してさらなる地域コミュニティの充実を図りたいです。

校区の分断は重視されるのに、なにゆえ行政区の分断は重視されないのでしょうか？
ねじれによる支障に焦点を当てるのみならず、同じく帯山西校区であり、自治会も共に長い期間、活動してまちづくりに積極的に参加・協力している現状を評価して区割りの変更を認めていただきたいと切に願います。

【まちづくりについて】

【質問】 D レスティア保田窪のマンションのコミュニティとしてだけでなく、帯山西 1 町内の自治会としての「まちづくり」でどのようなことをしているか。

【回答】 帯山西小校区として以下の活動をしています。複数の者が重複して活動したり、年度ごとに交代したりしており、数多くの者が関わっています。

□子ども会と婦人会 （学校や地域の行事には常に携わっています）

交通安全指導 防犯パトロールや挨拶運動

廃品回収（年 4 回） 帯西まつり参加及び準備や手伝い

校区運動会への参加 敬老会への参加や手伝い

校区各スポーツ大会 もちつきや伝承遊び等

むらさき公園・三角公園の草取り（毎月） コミセン広場清掃

□婦人会

帯西小・帯山中 入学式・卒業式に出席

防災訓練炊き出し

防災会議

□食生活改善推進員

子育ての集いのおやつ作り（毎月） 男性クッキング（年 1 回老人）

□主任児童委員（市の委託）（各種団体に所属）

子育てサークルの実施（毎月）

校区の赤ちゃん訪問（市の委託）（2 名で帯山西小校区全体を担当）

帯西小、帯山中の入学式、卒業式、年間行事への出席

中央区食育推進ネットワーク

中央区子育て支援ネットワーク

育成クラブ運営委員会

□各種団体

帯山西校区

民生委員児童委員協議会

社会福祉協議会

青少年健全育成協議会（帯山中でも活動）

→ その活動の一つにさわやか推進事業（各種団体参加）

内容：帯中校区の公園の清掃作業。帯中の生徒が花の宅配としてプランターを

地域の事業所等に届ける活動の計画や実施

実行委員会出席（於：帯山中 年数回）

子どもネットワーク

→ 関連して毎年、各種団体連絡協議会という会議出席

帯山中ネットワーク会議出席

□ボランティア

帯西小での絵本の読み聞かせ

壺川地域の状況について

平成 30 年 12 月 14 日 第 5 回審議会で要望書提出期限を平成 31 年 1 月 31 日と決定

12 月 17 日 上記に係る通知を簡易書留にて発送。

平成 31 年 1 月 22 日 電話にて状況確認

第 1 回検討部会 概要

1. 現地調査

日時：平成 31 年 1 月 11 日（金）8：40～9：00

概要：2 番街と 1 番街、3 番街の境界線を徒歩で確認した。具体的には、産業道路等、要望書に記載されている箇所の確認や生活状況、地形の状況等。

2. 住民代表からのヒアリング

（1）住民代表による要望書の説明 （概要）

- ・居住開始（15 年程前）から自治会、生活の実態も帶山西小だった。
- ・政令指定都市スタート時から帶山西小校区になったにもかかわらず行政区は東区であることのねじれを解消したい。

（主な支障）

【地形地物】産業道路が通っているにもかかわらず、反対側の校区に所属している。

【選挙】自分たちの民意が反映していただけないという不安がある。

【選挙】大きな道路を渡って投票に行かなくてはならなくなった。

【通販等】郵便番号でインターネットを検索すると、未だに東区保田窪が出ないものが横行している。

【手続き・交通の不便】住民が高齢化する中、医療や介護の面、役所での手続き面でも、東区という行政区と校区がずれていることで、現場の方たちが戸惑われて、どちらの扱いになるということが判断していただけず、困ることがある。将来的に区役所までの交通の便の不安がある。

（その他、意見）

- ・行政が校区にこだわっていて校区が帶山西小に固定されている以上、将来のことも考えてこの時点で行政区を合わせて中央区にして頂きたい。
- ・実態のある校区の区にしてほしい。実態として帶山西校区に所属していて、自治会費も帶山西に収めているのに、街灯の件でも、西原校区に言ってください、といわれてしまう。
- ・まちづくりの拠点、住民活動の基盤として帶山西小学校が設立されたと思う。当時、帶山西小学校の校区で緩衝として西原小学校にも通える、というように優先順位を入れ替えるべきだった。
- ・長年、帶山西校区の主任児童員として貢献しているが中央区でない。避難所で東区と住所を書く肩身の狭さに共通する疎外感。

(2) 委員から住民への主な質問と回答（概要）

Q.隣接地域からの同意について

A. 西原校区の自治会は校区変更の際から、理解を示し賛同している。

Q. 地形地物の面で同じような条件にある、1 番街区、3 番街区の意向はどうか。

A. 1 番街区にある隣のマンションについては、校区変更の際は、一緒に変更したい気持ちはあったと思われるが、まとめる方や行動力が無かった。

同じ町内の 1 番街区、3 番街区で一緒に変わりたいという思いはあるが、緩衝区も残っているので、すでに校区が変わっている我々の街区は、変えて頂きたい。

Q. 1 番から 3 番の街区、産業道路で分断されたこちら側の一帯の自治やコミュニティは。

A. 1 番街区にある隣のマンションとは、児童が同じ帯山西小ということもありコミュニティがあるが、古くからの住民とは付き合いが無い。(70 歳代の方々の 1 軒、2 軒ほどは西原校区に強い思い入れがある。)

Q. 高齢でサービスを受ける際、現場が混乱して困る、というのは。

A. 詳しくは不明だが、現場の方がどちらに沿ってしていいかわからない、ということ。

Q. 郵便物の宛名に関しては、担当者がきちんと理解していれば対応可能と思うが。

A. 現実的には対応が難しいのでは。

Q. 高齢の福祉のサービスを受ける際に、区役所まで行かなければならないとあるが、そうならない仕組みのはず。行くのが困難であればささえりあ等が代行する仕組みもある。

A. さすがに現時点では将来的な不安な気持ちやバスの件のみで、現在ということでは、無いと言わざるを得ない。

Q. 生活の面で一番不便に感じることは。

A. 正確に住所が出でないことがある、ということ。また、東区に変わったことで、昨日まで届けてくれていた宅配が、エリア外ということで届けてくれなくなった。

3. 当該地区担当職員、ささえりあへのヒアリング（概要）

Q. 生活保護業務は居住区で分かれていると思うが、この地区の民生委員は。

A. 民生委員は学校区での割り当てとなっており、帯山西校区の方がされている。

Q. 包括支援センターの件で、なぜ A に住んでいるのに B 区の方なのかと疑問があった際、説明が必要、とはどのような意味か。

A. ささえりあは小学校区が基本なので、この地区は東区だがささえりあは帯山（中央区）が担当している、という説明が要ること。

Q. 包括支援センター側から見て問題、支障などはあるか。

A. 現状では存在しないので予想ではあるが、利用者が保護世帯であってニーズが多層化、複雑化して色々なサービス、サポートが複合的に入るときには、連携して動く必要があるので、少し支障が出るのではと感じる。

Q. 保護課の業務で複雑化、非効率化を招く恐れがあるというのは、現在のことか。

A. 現状のこと。（現在は存在しないが、）保護世帯が発生した際、中央区、東区の双方に担当がいることで、組織として分かりづらいことや、やりとりなど業務が複雑化すること。

Q. 保健子ども課の内容で、行政区変更した場合、住民の混乱をきたす恐れありとあるのは。

A. おそらく、保健師が個別訪問した際に新しい住民から「なぜここだけ（東区）なのか」といった疑問をなげかけられるという意味。

Q. まちづくり担当職員の方が現状で活動しにくいことはあるか。

A. 区を意識というより校区でまちづくりを進めている。特に支障は感じない。

Q. 同日付とはいえ、政令市移行のその日には帯山西校区であったわけだが、なぜ東区として残ったのか。

A. 制度を作る上では区割りは平成 22 年の 5 月には決まっていた。その後要望書が出されて校区が編成されたという状況。

Q. 区割り決定を受けて、こういう動きを起こされた、ということはあるか。

A. 区割りを見てかは不明。元々この区割りについては、市内全域から議論があった。通学だけ考えると、緩衝として帯山西小学校に通学できており通学区域を変更する必要はないことから、行政区のこともにらんでいらっしまった可能性はある。

4. 変更に関する委員の意見（概要）

委員 B

- 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしているか否か、がこの会議の議論だと思う。本日、要望者、市の職員、ささえりあの職員の話を聞いたが、本当にそれが区境を変更しなければ著しい生活への影響があるとは、考えきれなかった。

委員 C

- 今回「著しい支障」になるようなものがあるのか、話を聞いてきたが、あまりない。生活者の視点からいくと、いろいろな意味で支障をきたしているという気持ちも分かるので揺れている。
- 1 番街と 3 番街も一緒なのでこの地区だけ周辺とのコミュニティもないまま、中央区に持って行くというのもどうかと思う。

委員 D

- 著しい支障というのはかなりハードルが高いと文言を見て思っていた。住民の方のお話から、不便に思っていらっしゃることはあるが、行政サービスを受けられないというレベルの不便さではなく、肩身が狭い、などの主観的な面が大きいと思う。それを見捨てるというわけではないが、区境を変更するところまで、著しい支障はきたしていないかな、と思った。
- ただ、肩身の狭い思いをしていることや、手続き上煩雑になっていることがあるかもしれないので、そのような不利益な部分、主観的な分も今後フォローできる体制を充実させるのは必要と思う。

委員 F

- 住民目線、生活者のところに目をむけ、肩身の狭い思いをされているなら、解消しなければならないと思う。しかし、全体的に区境をどうするか、というところでは、著しいとまでは感じられなかった。問題にはそれぞれに対応を考えなければならないが、区境の変更までには至らないのではないかという考え。

委員 B

- 住民目線に立った考え方で、住民が困っていることに対しどう仕組みを作り直そう、どこに考えてもらおう、というのは、まちづくりセンターのまちづくり担当が一番相談相手になるところだと思う。住民の不便なところに、より積極的にかかわってアドバイスしてあげることで、このままでいいかなと思う。

委員 A

- 変えなくてよい理由の一つは、挙げられてきた項目の一つ一つが、区を変更しなければ解決できないのかといわれると、ほとんどの項目が該当しない、どこだって同じ話、ということ。
- 一方、変えてもよい理由としては、既に校区自体が変更されているということ。校区に沿うという熊本市のルールにおいては、順番はともあれ、少なくとも、政令市移行の段階では中央区にあるべきだった場所、ということがある。また、周辺にもきちんと説明をして合意を得ている。
- 「著しい」影響というのがどういうものが難しい。
- 本人の目から見て著しいのと、行政の目から見て著しいというのはかなりの温度差が生じる。
- 部会として、元々の答申内容に説明がつくものでなければならない。地形地物の変更、産業道路で分断されていることは説明がつく。あとは著しい支障の点になってくる。

区を跨る緩衝地区

住所上の行政区と、自治会の所属する行政区が一致しない地区は、保田窪2丁目2番と壺川17町内(津浦町)含め、市内に4か所存在する。

要 望 箇 所	住所			小学校区					自治会	
				本来校区		緩衝校区		緩衝地区 通学率 H28.5.1		
									自治会名	区
1	池田2丁目	5番	西	池田	西	高平台	北	8.3%	高平台（一部：池田）	北（一部：西）
	池田3丁目	23番1号～18号、 23番26号～34号、 31番～37番、 58番	西	池田	西	高平台	北		池田	西
2	津浦町	9番、 24番30号～33号 10番1号～19号	北	高平台	北	池田	西	100.0%	高平台（一部：池田）	北（一部：西）
3	打越町	1番	北	高平台	北	壺川	中		高平台	北
4	津浦町	1番～3番、 4番1号～5号、 4番15号～28号、 5番、7番3号 7番17号～58号、 10番20号～22号、 10番25号、 11番～13番	北	壺川	中	高平台	北	5.0%	壺川（一部：高平台）	中（一部：北）
4	津浦町	14番～19番	北	高平台	北	壺川	中			
5	上熊本1丁目	全域	西	池田	西	城東	中	96.6%	池田	西
	上熊本2丁目	全域	西	池田	西	城東	中		池田（一部：一新）	西（一部：中）
6	春日1丁目	1番～15番	西	春日	西	五福	中	75.7%	春日	西
	春日3丁目	1番20号～21号、 2番	西	春日	西	五福	中		春日	西
	春日4丁目	1番～6番、 39番8号、 39番18号、 40番～42番、 43番8号	西	春日	西	五福	中		春日	西
	横手2丁目	3番6号～93号、 12番88号～116号、 13番～15番	西	春日	西	五福	中		春日（一部：一新）	西（一部：中）
7	十禅寺2丁目	全域	南	日吉	南	向山	中	7.3%	日吉	南
8	出水4丁目	4番、 17番12号～28号、 18番9号～15号、 19番、 20番、 21番6号～13号	東	画図	東	出水南	中	66.7%	出水南（一部：画図）	中（一部東）
	江津1丁目	1番～6番、 34番	東	画図	東	出水南	中		画図	東
9	神水本町	25番7号～48号、 26番	東	健軍	東	砂取	中		健軍（一部：砂取）	東
10	神水2丁目	1番～9番	中	砂取	中	健軍	東	36.4%	砂取	中
	湖東1丁目	1番1号～14号、 1番16号、 1番61号～73号	中	砂取	中	健軍	東		健軍	中
11	上京塚町	全域	中	砂取	中	尾ノ上	東	63.6%	砂取	中
	上水前寺2丁目	25番	中	砂取	中	尾ノ上	東		帯山	中
	神水2丁目	10番～21番	中	砂取	中	尾ノ上	東		砂取	中
12	上水前寺2丁目	13番～24番	中	帯山	中	尾ノ上	東	33.3%	帯山	中
13	長嶺南1丁目	1番、2番	東	月出	東	帯山	中	0%	月出	東
	長嶺南2丁目	1番、2番	東	月出	東	帯山	中		月出	東
14	帯山4丁目	57番1号、 57番3号、 57番40号～61号	中	帯山	中	西原	東	5.6%	帯山	中
	帯山7丁目	1番1号～39号、 2番、 3番、 4番13号、 4番15号、 4番17号～20号	中	帯山	中	西原	東		帯山	中
15	保田窪2丁目	12番	中	帯山西	中	西原	東		帯山西（一部：西原）	中（一部：東）
16	保田窪2丁目	1番、 3番20号～35号	東	西原	東	帯山西	中	90%	西原（一部：帯山西）	東（一部：中）
16	保田窪2丁目2番		東	帯山西	中	-	-	-	帯山西	中

区境の変更を行う基準に関する比較

参考資料 3

区境の変更を行う基準	保田窪 2丁目 2番	保田窪 2丁目 1番～3番	壺川17町 内	他地区 検討する場合
ア 地形地物等を考慮し、現行の区境の変更は最小限に留めること	○	○	△	答申書の行政区変更の方針 「地形地物等の大規模な変更によって、区における適切かつ効率的な行政サービス及び市民生活に支障をきたす可能性が明らかになった場合は、区境の見直しを検討する。」
イ 居住者全員及び地権者の概ね全員の同意が得られていること	○	△	○	
ウ 地元及び隣接自治会等の理解が得られていること	○	△	△	
エ 今後も引き続き区境の変更が見込まれる場合は、その時期が適当であること	○	○	○	
オ 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること	△	△	△	
自治会でのまちづくり活動	○	△	○	

選挙区に関する法的な見解

【選挙区に関する問題点】

市議会議員を選ぶにあたって、中央区帶山西小学校区でまちづくり・地域活動をしている中、関係の薄い東区の立候補者へ投票することになることで、民意が反映されないと考えている。これは権利の侵害にあたるのではないか。

【弁護士への確認結果】

地方公共団体の議会の議員の選挙は、各選挙区の立候補者への投票を通じて民意を反映するという制度を採用している。また、自己の属する選挙区（東区）の立候補者への投票により民意を反映することができるので、選挙権が侵害されているとは考えられない。

なお、「現状では校区が中央区でも行政区が東区のため意見が反映されない。」という点については、大部分が中央区に属する帶山西小学校区の問題について東区選出の議員が取り組むことはできない（あるいは取り組んでくれない）、という前提に立っていると考えられるが、東区選出の議員の政治活動にそのような制限はなく、上記問題に取り組むことは可能であることから、現在の選挙区でも民意の反映は可能であると考えられる。

また、地方公共団体の議会議員選挙の選挙区割りについて定めた公職選挙法 15 条によると、市町村の区域や指定都市における区を基準に区割りを行っているようであり、小学校区を割ることを禁止する規定はないようである。

以上の理由により、権利の侵害には該当しないと考えられる。